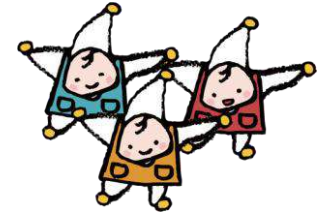


令和8年度全国保健師長会

令和8年4月18日



母子保健行政の動向について

こども家庭庁 成育局 母子保健課指導専門官
尾川 春香



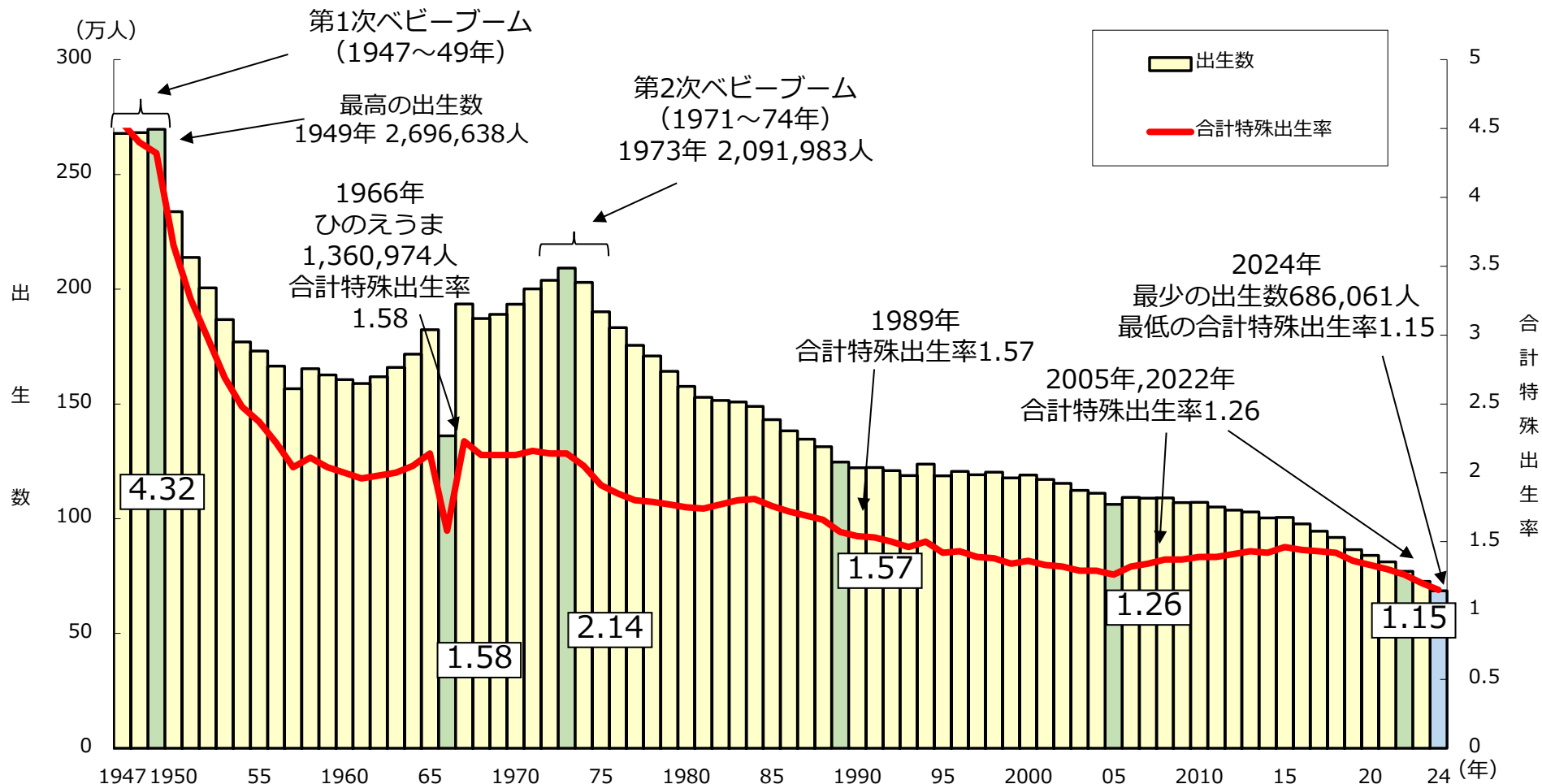
本日の構成

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向
2. 産後ケア事業について
3. プレコンセプションケアについて
4. 5歳児健診について
5. 母子保健DXについて
6. その他
7. (参考)

1. 母子保健行政を取り巻く 最近の動向

日本の出生数、合計特殊出生率の推移

- 2024年の出生数は68万6061人で、前年比41,227人減少（概数）。
- 2024年の合計特殊出生率は1.15で、前年比0.05ポイント低下。最低の合計特殊出生率を更新。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

こども・子育て政策の課題と強化（基本理念）

1. 若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない

→ 若い世代の所得を増やす



2. 子育てしづらい社会環境や
子育てと両立しにくい職場環境がある

→ 社会全体の構造・意識を変える

3. 子育ての経済的・精神的負担感や
子育て世帯の不公平感が存在する

→ 全てのこども・子育て世帯を
切れ目なく支援する



こども政策の全体像

～結婚・出産・子育ての希望とこどもの健やかな育ちを実現する施策～

個人の結婚・出産・子育ての希望の実現
少子化対策

こどもの健やかな育ちの実現
こども・子育て施策

状況

少子化傾向に歯止めがかかっていない

出生率↓(R5:1.20→R6:1.15)
出生数↓(R5:727,288人→R6:686,173人)
婚姻数↑(R5:474,741組→R6:485,092組)

相互に関連

こども・子育て家庭を取り巻く環境が厳しい

・自殺者数↑(R6:529人) / 不登校↑(R5:約34万人)
・いじめ重大事態↑(R5:1,306件)
・児童虐待↑(R5:約22.5万件)
・「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」83.1%

要因・背景

ライフプランの
多様化、結婚
観等の変化

若い世代の
所得・雇用

子育ての経済的・身体的・精神的負担

子育てしづらい社会環境・意識・雰囲気
仕事と子育て「両立コース」の増加、難しさ

孤独な子育て・地域のつながり希
薄化・困難に直面することも・家庭

対応

若年世代が希望
する将来設計を
追求できる社会
の構築

・若者10万人調査
・結婚支援
・ライフデザイン支援
・プレコンセプション
ケアの推進
・卵子凍結の知見
収集や知識普及等
の環境整備

こども未来戦略

若い世代の
所得向上
(賃上げ等)

加速化プラン

(R6～R10年度完了(集中取組期間:R6～R8年度))

・児童手当の拡充
・多様な支援ニーズへの対応
・妊娠期からの相談支援(貧困、虐待、障害児、医療的ケア児)
・子ども誰でも通園制度
・共働き・共育ての推進等
・保育・幼児教育の質の向上

いじめ、不登校対策

ひとり親家庭の就労支援
地域で官民が連携したこ
どもケアの推進
発達に特性あるこどもの
調査研究・支援

青年期の若者への支援等

若者や女性にも選ばれる地方づくり、
子育てとの両立を可能とする更なる働き方・職場環境改革、
こどもにやさしい企業の評価指標・見える化

若者社会参画・社会の気運醸成・こどもの権利

検証・見直し

客観的な定量目標(KPI・参考指標)を設定し、PDCAを推進 ⇒ ワイズスペンディングを徹底

出生率・希望出生率
・婚姻数等

こどものウェルビーイング指標等

(例:身体的健康(1位/41か国)・精神的幸福度(32位/36か国)(ユニセフ調査)、「こども大綱」の数値目標(「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合等)・指標等)

こども家庭庁とは？

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなか**に置き**アクション**していきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを**考えて、**政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていること**に向き合い、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例：少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など

(3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

(1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

(2) **地方自治体**との連携強化

(3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

こども基本法（令和4年6月成立、令和5年4月施行）

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、**こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための、包括的な基本法。**
第9条でこども大綱について、第10条で自治体こども計画について規定。

努力義務

こども大綱（令和5年12月閣議決定）

5年に一回
改定

こども基本法に基づき、**政府全体の幅広いこども政策全体について、今後5年程度の基本的な方針・重要事項等**を定めるもの。

勘案

具体化

自治体こども計画

こども大綱を勘案し、**各自治体にて策定。**

- 各法令等に基づくこどもに関する計画等を、**一体のものとして作成することができる**
- こども施策に全体として**横串を刺すこと**、住民にとって**分かりやすいもの**とすること等を期待

※市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案。

こどもまんなか実行計画

（こども政策推進会議決定）

毎年改定

こども大綱に基づき、**具体的に取り組む施策**をとりまとめたもの。
盛り込み

『こどもまんなか実行計画2025』が令和7年6月に決定。

こども未来戦略

（令和5年12月閣議決定）

以下を基本理念とし、
・若い世代の所得を増やす
・社会全体の構造・意識を変える
・全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

こども・子育て政策を抜本的に強化するために取りまとめたもの。

こども・子育て支援加速化プラン

令和6～8年度の3年間の集中的な取組をまとめたもの
（3.6兆円規模）。

- こどもまんなか実行計画は、**こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）**の下、全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ウェルビーイングで生活を送ることができる**「こどもまんなか社会」の実現を目指し、各省庁のこども施策約400施策を政府一丸となって推進する実行計画。**
- 毎年改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映。これにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
- 計画2025においては、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が増加し、少子化に歯止めが掛かっていない現状等も踏まえ、以下の3つの領域に重点的に取り組む。
 - (1) 困難に直面するこども・若者への支援
 - (2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
 - (3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進
- 各省庁は、上記に記載した重点的な3つの領域をはじめ、以下の各施策について、こども大綱に定める6本の柱の基本的な方針に基づき、横断的な視点を持って、速やかかつ着実に、政府一丸となって一体的に取り組む。

(※) 自殺者数は令和6年529人(前年比+16人)、いじめ重大事態の発生件数は令和5年度1,306件(前年比+387件)、不登校児童生徒数は令和5年度346,482人(前年比+47,434人)、児童虐待の相談対応件数は令和5年度約22.5万件。また、出生数は令和6年合計が686,061人(概数。前年比△41,227人)

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発(※)、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知(こどもの権利擁護に関する調査研究)等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進、子育て世帯等に関する住宅支援の実施 等
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等
- (4) こどもの貧困対策
教育の支援、生活の安定に資するための支援(こどもの生活支援の強化、ひとり親家庭に対する子育て・生活支援)、保護者の就労支援、経済的支援 等
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
こども家庭センターの整備、家庭支援事業の推進、児童相談所の体制強化(新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン)、里親等委託の推進、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 等
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもの自殺の要因分析、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法の円滑な施行等の総合的な取組、非常災害対策、災害時における学びの確保等
- (8) こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進

*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。

こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

出産に関する支援等の更なる強化、**産前産後の支援の充実と体制強化**、妊婦のための支援給付、**乳幼児健診等の推進**、「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、地域の身近な場を通じた支援の充実等（人口減少地域における保育機能の確保・強化、こども誰でも通園制度の推進）、幼児教育・保育の質の向上、特別な配慮を必要とするこどもへの支援、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等 等

(2) 学童期・思春期

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、ライフデザイン支援、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等

(3) 青年期

高等教育の充実、若者への就職支援、若者による地域づくりの推進、「賃上げ」に向けた取組（三位一体の労働市場改革の着実な実施）、結婚支援 等

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

切れ目ない教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進 等

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等

(4) ひとり親家庭への支援

親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取決めの促進 等

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- ・「こども若者★いけんぷらす」の着実な実施
- ・こども・若者の各種審議会、懇談会等への登用
- ・地方公共団体へのファシリテーターの派遣等の支援
- ・多様な声を施策に反映させる工夫
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進 等

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、各企業の取組に係る指標と開示との連携等について具体的な枠組みを検討
- ・こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ・地域における包括的な支援体制の構築・強化 等

3 施策の推進体制等

- ・国における推進体制、自治体こども計画の策定促進、安定的な財源の確保 等

今後、「こどもまんなか実行計画」では「こども版骨太の方針」としてのより実効的な意味を持たせていくため、これまで当該年度における約400のこども施策を網羅的に記述したのから、政府全体として特に重点的に取り組むべきこども政策の重点施策を示すものに方針転換する。

こどもまんなか実行計画2025

第1章 「こどもまんなか実行計画2025」のポイントと目指す方向性

- 1 「こどもまんなか実行計画」について
- 2 「こどもまんなか実行計画2024」からの1年間
- 3 「こどもまんなか実行計画2025」の「目指す方向性について」
 - (1) 困難に直面するこども・若者への支援
 - (2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
 - (3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

第2章 こども施策に関する重要事項

- 1 ライフステージを通じた重要事項
 - (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
 - (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - (4) こどもの貧困対策
 - (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
 - (8) こどもの悩みを受け止める環境づくり等の促進

- 2 ライフステージ別の重要事項
 - (1) こどもの誕生前から幼児期まで (2) 学童期・思春期 (3) 青年期

- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項
 - (1) 子育てや教育に関する負担軽減 (2) 地域子育て支援等
 - (3) 共働き・共育での推進等 (4) ひとり親家庭への支援

第3章 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
 - (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進 等
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
 - (1) EBPM (2) 人材の確保・育成・支援
 - (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化 等
- 3 施策の推進体制等
 - (1) 国における推進体制 (2) 数値目標と指標の設定 等

こどもまんなか実行計画2026

第1章 「こどもまんなか実行計画2026」のポイントと目指す方向性

内容を一層充実 (こども政策の重点施策)

※令和8年度に実施予定の施策を網羅的に記載したのではなく、令和9年度概算要求に向けてこども施策の重点を示すような計画にしていく

※工程表は廃止、指標は引き続き作成

- 第2章 こども施策に関する重要事項
- 第3章 こども施策を推進するために必要な事項

秋頃を目途に 参考資料として作成予定

※こども大綱の章ごとに、その年度に実施する予定としている各府省庁の施策一覧を参考資料として整理

こども未来戦略（抄）（令和5年12月22日 閣議決定）

Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ－1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（1）妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯に対象を拡大して実施している。更なる利用拡大に向け、本事業をこども・子育て支援法の地域こども・子育て支援事業として位置付け、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるとともに、支援の必要性の高い産婦などを受け入れる施設に対する支援の拡充を行い、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行う。

○ 「1か月児」及び「5歳児」への健康診査並びに「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充について、早期の全国展開に向けた支援を行うとともに、「新生児聴覚検査」について、全国での公費負担の実施に向けた取組を進める。

2. 産後ケア事業について

産後ケア事業について

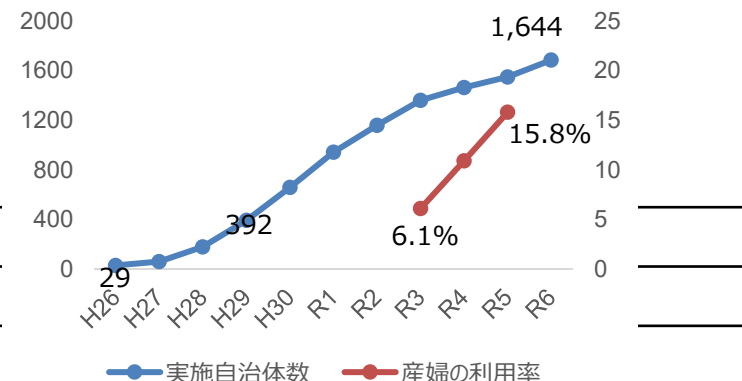
産後ケア事業（母子保健法第17条の2）とは

市町村が、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

これまでの経緯

H26年度	・予算事業として創設（※平成26年度はモデル事業）
H28年度	・平成28年度事例集を作成
H29年度	・ガイドラインを作成
R1年度	・母子保健法の改正により、産後ケア事業を法定化（R3.4施行）
R2年度	・ガイドラインを改定
R3年度	・ 産後ケア事業の実施が、市町村の努力義務に（R1改正母子保健法の施行） ・産後ケア事業として行われる資産の譲渡等について、消費税を非課税に
R4年度	・ 住民税非課税世帯に対する利用料減免加算 （基準額：1回あたり5,000円）等を創設 ・産後ケア事業の体制整備のための事例集を作成
R5年度	・ ユニバーサルな事業であることを明確化（対象者を「産後ケア事業を必要とする者」に見直し） ・ すべての世帯に対する利用料減免加算 （基準額：1回あたり2,500円）や、都道府県の広域調整に関する補助事業を創設 ・「こども未来戦略」において、産後ケア事業の実施体制強化が盛り込まれる
R6年度	・ 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算を創設 ・国立成育医療研究センターにおいて、産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす事業を創設 ・ 産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるため、子ども・子育て支援法を改正（R7.4施行） ・ガイドラインを改定（ケアの内容の充実、安全に関する内容の追加等）
R7年度	・ 「地域子ども・子育て支援事業」として、都道府県負担の導入 （補助割合が国1/2・都道府県1/4・市町村1/4に ※R6以前：国1/2・市町村1/2） ・兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算等を創設

実施状況



改正の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

改正の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

（2）全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通ってはいない満3歳未満の子どもの通園のための給付（下記諸法も通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

（3）共働き・共育ての推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期間に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
- ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
- ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

（*）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。）

- 産後ケア事業（※）について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。
（※） 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業
- ① 受け皿拡大に当たり、**市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要。**
- ② **妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築**に当たり、**医療体制を担う都道府県との連携が重要。**
- 産後ケア事業を**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付ける**ことで、**国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進める。**

国 : **基本指針**を定める。

都道府県 : 市町村事業計画の**協議を受け確認**する。また、基本指針に基づき**都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等**を定めるよう努める。

市町村 : 基本指針に基づき**市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等**を定める。

国立成育医療研究センター
(※女性の健康ナショナルセンター)



自治体の取組を支援

○厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、**国立成育医療研究センターの成育医療等に関するシンクタンク機能を充実**し、成育医療等の施策に関するデータ収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信等を実施。

【事業内容】産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす

- **産後ケア事業に関する知見の収集、評価・分析、提言の作成、取組支援、質の担保の仕組み、人材育成や情報発信等**

令和8年度予算 77億円（66億円）

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施（令和6年度予算額：60.5億円）【平成26年度創設】

事業の目的

- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内 容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- (2) 「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。 ※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

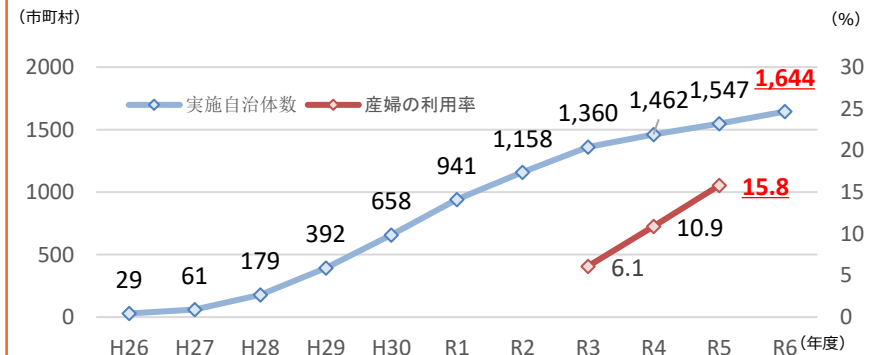
【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1/2、市町村1/2）

【補助基準額】

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,849,300円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,781,800円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算（R4～） 1施設あたり年額 3,080,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算（R7～）
1施設あたり月額 182,900円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上に行っている施設への加算（R7～）
1施設あたり月額 256,700円

事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

産後ケア事業ガイドライン（令和6年度）

背景

- 産後ケア事業ガイドラインについては、平成29年に策定され、令和2年に改定を行った。その後も事例集の紹介等が行われたほか、実施要綱の改定、通知の発出や調査研究等が実施されてきた。
- 今般、上記を踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の更なる充実を図るため、ガイドラインの改定を行った。

主な改定内容

1	事業の目的	
2	実施主体	<p>最新の法改正や事務連絡・指針等にあわせた改定</p> <p>都道府県の広域支援の役割を追記</p> <p>ユニバーサルサービスであることの明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産後ケアを必要とするすべての母親が対象となるように表現を変更 ○ 幅広いニーズに沿うための利用促進を図る施策や、きょうだい児がいる場合や、医療的ケア児についての記載を追加 等
3	対象者	
4	対象時期	
5	実施担当者	
6	事業の種類	
7	実施の方法	
(1)	管理者	
(2)	短期入所（ショートステイ）型	<p>新たに見直しをはかった改定</p> <p>ケアの内容について記載を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまで項目が箇条書きで記載されていたのみであったケアについて、具体的な内容を記載 ○ アセスメントに基づくケアプランの作成、利用終了後の振り返りや今後の支援への連携についての記載を追加 等 <p>安全に関する内容について記載を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故防止等に向けた安全対策（児の睡眠中のSIDS予防、児を預かる場合の留意点、緊急時の協力医療機関の選定、産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われた事案を確認した場合の対応、重大事故発生時の対応等）について、市町村がマニュアルを作成し、委託事業者と共有・確認することを記載 ○ 重大事故発生時の対応について、最新の通知を踏まえた対応に更新
(3)	通所（デイサービス）型	
(4)	居宅訪問（アウトリーチ）型	
(5)	ケアの内容	
(6)	産後ケア等サービスに係る利用料	
8	安全に関する留意事項	
9	留意すべき点	
10	実施者に対する研修	
11	事業の周知方法	
12	事業の評価	

(参考) 産後ケア事業ガイドラインの改定及び 産後ケア事業に係るQ&A等について

こ成母第346号
令和8年3月30日

各 都道府県・市区町村 母子保健主管部(局)長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)

「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」の
改定及び産後ケア事業に係る Q&A について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り深く感謝申
上げます。

産後ケア事業については、令和7年度から、子ども・子育て支援法(平成24年法
律第65号)の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられているところです。

今般、別添1のとおり、「産前・産後サポート事業及び産後ケア事業ガイドラ
イン」を改定しましたので、周知いたします。主な改定の内容は下記のとおりです。

なお、本ガイドラインは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1
項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添えます。

また、別添2のとおり、産後ケア事業に係るQ&Aを作成しましたので、事業の実
施に当たり、ご参照いただきますようお願いいたします。

記

○改定の内容(別添1)

- 「Ⅲ 産後ケア事業ガイドライン」の「8 安全に関する留意事項」において、
- ・ 「(4) 産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応」について、事業者での対応や、市町村から都道府県を通じた国への情報提供方法についてより詳細に記載したこと。
 - ・ 「(5) 重大事故発生時の対応」について、「(5) -1 乳児等の重大事故の場合」と「(5) -2 母親のみの重大事故の場合」に分類し、事業者での対応や、市町村から都道府県を通じた国への情報提供方法についてより詳細に記載したこと。

以上

事務連絡
令和8年3月30日

各 (都道府県) 母子保健主管部(局)御中
市町村
特別区

こども家庭庁成育局母子保健課

産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について(依頼)

平素から、母子保健行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
産後ケア事業における重大事故等については、

- ・ 乳児等の重大事故の場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和7年3月21日付こ成安第44号・6教参学第51号)及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(令和7年3月21日付こ成安第45号・6教参学第52号)
 - ・ 母親のみの重大事故の場合は、「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和7年3月21日付こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡。以下「旧事務連絡」という。)
- により、こども家庭庁に報告を行っていただくよう依頼しているところです。

今般、別添1の「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和8年3月30日付こ成安第45号・7教参学第52号)及び別添2の「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(令和8年3月30日付こ成安第46号・7教参学第53号)が改正されたため、令和8年4月1日以降に、産後ケア事業において乳児等に重大な事故等が発生した際には、これらの通知に基づき、適切に報告を行っていただくほか、必要な検証について御協力をお願いいたします。

ただし、産後ケア事業において母親のみに重大な事故等が発生した際には、別添3の「産後ケア事業事故等発生時報告様式」に基づき、適切に報告を行っていただくほか、必要な検証について御協力をお願いします。

また、産後ケア事業の委託を行っている場合は、委託先の事業者に対して本事務連絡の内容を周知いただくとともに、当該報告に係る事務について委託契約に盛り込んでいただくなど、引き続き、適切な報告体制の確保をお願いします。

なお、本事務連絡は令和8年4月1日から運用するので、本事務連絡の運用に伴い、旧事務連絡を廃止します。

令和7年度補正予算 3億円【令和6年度補正創設】

事業の目的

- 産後ケア事業については、こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）において、「支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める」こととされたところ。
- また、令和6年の子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から同事業を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めていくこととしている。
- 産後ケア事業のユニバーサル化に向け、受け皿の拡大を進めていくため、産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）に対する改修費等を支援することにより、産後ケア事業の実施体制の強化を図る。

事業の概要

産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）の新設、定員の拡大等を行おうとする設置主体に対して、当該施設の改修に伴い必要となる経費の一部を補助する。



(こども家庭庁)



(自治体)



(設置主体)

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助率】設置主体が市町村の場合：国1/2、市町村1/2(直接補助)

設置主体が民間団体の場合：国1/2、市町村1/4、民間団体1/4(間接補助)

【補助基準額】33,372千円

留意点

次世代育成支援対策施設整備交付金の補助の対象となる場合は、本事業による補助の対象外とする。

令和8年度予算 67億円（67億円）

+ 令和7年度補正予算額 94億円（通常整備分 84億円、国土強靱化実施中期計画分 10億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、令和4年改正児童福祉法や「こども・子育て支援加速化プラン」等を踏まえ、次世代育成支援対策の充実を図るとともに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、児童福祉施設等の耐災害性強化対策を推進する。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		
児童福祉施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立生活援助事業所 ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

【令和7年度補正予算により実施する拡充事項】

○防災・減災・国土強靱化の推進

「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、耐震化整備等に必要な経費を確保する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】定額

（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館の場合：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当等）

<以下については補助率の嵩上げを実施>

- ・児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化に係る施設整備であつて一定要件を満たす場合※1 国1/2相当→2/3相当
- ・産後ケア事業を行う施設の創設・増(改)築※2 国1/2相当→2/3相当
- ・「こどもの居場所」としての機能強化を図る児童館の施設整備を行う場合 国1/3相当→1/2相当

※1 対象となるのは、①財政力指数1未満の自治体又は②原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体（経過措置として一定の要件を満たす場合には①②以外の自治体も含む。）

※2 対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体

事業の目的

- 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦等本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産等ができ、適切な医療や保健サービス等が受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設等までの移動にかかる交通費等の助成を行うことにより、妊産婦等の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
- ※ 本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊産婦等の妊婦健診等を実施する医療機関等までのアクセスを確保する。

事業の概要

◆ 対象者

自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設等**まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊産婦等（**自己都合で特定の医療機関等を選択する場合は助成の対象外**）

◆ 内容（①②：出産、③～⑤：妊婦健診、⑥：産婦健診、⑦：産後ケア、⑧：乳幼児健診、⑨：不妊治療）

- ① **最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設（※）までの交通費および分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）を助成する。
 また、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。
 ※出産時の入院前に分娩取扱施設の近隣の宿泊施設に前泊する場合、当該宿泊施設までの交通費とする（他も同様）
- ② **最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分未満**だが、**最寄りの周産期母子医療センターまで概ね60分以上**の移動が必要な場合
 最寄りの分娩取扱施設までは助成外。ただし、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。
- ③ **最寄りの妊婦健診を受診することができる産科医療機関等**まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦（上限14回）
- ④ 医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦（以下「**ハイリスク妊婦**」という。）のうち、**最寄りの周産期母子医療センター等**まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦（上限14回）
- ⑤ **妊婦健診を受診することができるが分娩ができない産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であって、妊娠後期（概ね妊娠32週頃）から分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、最寄りの分娩可能な産科医療機関まで概ね60分以上**の移動を要する妊婦（上限7回）
- ⑥ **最寄りの産婦健診を受診できる医療機関等（分娩をした医療機関・助産所等）まで概ね60分以上**の移動時間を要する産婦（上限2回）
- ⑦ **最寄りの産後ケア事業実施施設まで概ね60分以上**の移動時間を要する母子（上限7回）
- ⑧ **最寄りの乳幼児健診を受診できる医療機関等まで概ね60分以上**の移動時間を要する母子（上限6回※）
 ※1か月児健診、3～6か月児健診、9～11か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診が助成対象。
- ⑨ **最寄りの不妊治療実施施設（生殖補助医療管理料又は精巣内精子採取術の届出医療機関）まで概ね60分以上**の移動時間を要する夫婦（事実婚含む）（上限10回※）※保険適用の対象となる「生殖補助医療」及び「男性不妊治療」が助成対象。男性不妊治療は上限5回。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2
 （都道府県1/4、市町村1/4）
 ※都道府県からの間接補助による交付
- ◆ 補助基準額：1,022千円（1自治体あたり）
 ※⑥～⑨の合計額

補助単価

- ① **交通費（往復分）**：**移動に要した費用**（タクシー移動（**出産及び妊婦健診のみ対象**）の場合は実費額、その他の移動は旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の**8割**を助成（※2割は自己負担）
- ② **宿泊費（上限14泊）**：**宿泊に要した費用**（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から**2000円/泊**を**※出産のみ対象** **控除した額**を助成（※1泊当たり2000円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）

妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等 に関する検討会 議論の整理（一部抜粋）

「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会 議論の整理」の内容

③ 妊娠期、産前・産後に関する支援等

現状

- ・ 妊婦健診の公費負担の実施状況は改善傾向
(妊婦1人当たり公費負担平均額)
令和5年度 108,481円 ▶ 令和6年度 109,730円
(国が示す検査項目の自己負担がない自治体数)
1,139 市区町村(全体の約65%) 平均112,534円
- ・ 自治体によって公費負担状況にばらつきあり
福島県 136,147円 神奈川県 80,159円

妊産婦等の声

- 「産後不安なときに相談できる特定の方がいたら安心だったのに、という細切れ感があった」
- 「妊娠が分かってから1~2か月で数万円がお財布から飛んでいった。最初の段階から大きな負担があったことで今後の出産や子育てに対する強い経済的不安を感じた」
- 「オプションの検査を不要と言えだけの知識がなく、医療機関で言われれば受けてしまう」
- 「自治体の分かりにくいウェブサイトで、自分の条件に合う利用可能な産後ケア施設を、産後のもうろうとした意識の中で探さないといけない」

あるべき支援等の方向性

妊産婦本位の切れ目のない支援の充実

妊娠期から産後まで一貫して妊産婦を孤立させず、**妊産婦本位の切れ目のない支援体制**の構築を進める。
➔ 妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付(令和7年4月から制度化)

妊婦健診の経済的負担の軽減

望ましい基準内の妊婦健診について、**妊婦に自己負担が発生しないよう、公費負担をさらに推進**する。
➔ 各自治体に公費助成の一層の充実を働きかけ
➔ 公費負担の状況の更なる見える化(令和7年度から新たに市町村ごとの公費負担状況を公表)
➔ 「出産なび」を通じた妊婦健診費用の予見可能性の向上

今後の検討課題等 (検討会における主な意見等)

- ・ 基準外の自費検査の費用が可視化され、妊婦が何に対してお金を払っているのかを分かるようにする必要がある
- ・ 施設の妊婦健診費用と自治体の補助額が分かれば、自分の持ち出し金額が事前に分かり安心感につながるのではないかな

産後ケア事業等の推進

必要な産婦が利用できるよう、**受け皿の拡大、認知度の向上、利用手続きの簡略化**を進める。
➔ 「地域子ども・子育て支援事業」として市町村で計画的に提供体制を整備
➔ 「出産なび」の活用も含めた分かりやすい情報提供

今後の検討課題等 (検討会における主な意見等)

- ・ 産後のメンタルケアや育児相談を気軽に受けやすい環境を整えるべき
- ・ オンライン上で手続きを完結できるようにする、申請から利用可能となるまでの日数を短縮するなど、手続面を改善するべき



あなたにあった

出産施設を「出産ナビ」探せるサイト

- 2024年5月30日公開 -



<https://www.mhlw.go.jp/stf/birth-navi/>

妊婦の方々が、費用やサービスを踏まえて適切に出産施設を選択できる環境を整備するため、全国の出産施設に関する情報の提供を行うWebサイトを厚生労働省が開設・運営します。

掲載内容

出産施設ごとの特色・サービスの内容等に関する情報と、出産費用等に関する情報を併せて公表します。

（施設の概要）

施設種別、病床数、年間の分娩取扱件数、専門職の人数など

（サービスの内容）

助産師外来、院内助産、産後ケア、無痛分娩の有無など

（費用等の情報）

平均入院日数、出産費用の平均額など

掲載施設数

全国2,112施設の情報を掲載（2024年12月6日時点）

※年間分娩取扱件数が21件以上の施設の約99.9%に加え、20件以下の施設も任意で情報掲載



トップページから、エリアや条件を指定して出産施設の検索を行えます。

条件に該当する出産施設の一覧が表示されます。



それぞれの施設の詳細情報が個別ページで表示されます。

施設の概要	助産ケア	付帯サービス	費用等
-------	------	--------	-----

施設の機能

- ・種別
- ・周産期母子医療センターの指定
- ・NICU病床数
- ・産科病床数
- ・入所可能ベッド数
- ・産科区域の特定

専門職数

- ・産科医師数
- ・小児科医師数
- ・助産師数
- ・助産師数のうちアドバンス助産師数
- ・看護師・准看護師数

年間の分娩取扱件数

- ・経膣分娩
- ・帝王切開での出産

入院中に実施される検査

- ・新生児聴覚検査の実施の有無
- ・自施設での実施がない場合の新生児聴覚検査可能施設の情報提供
- ・小児科医師による新生児の診察
- ・風疹抗体価が低い産婦に対する風疹含有ワクチンの接種(出産後の接種)

出産後の健診（産婦健康診査）の実施

- ・2週間健診(産婦健康診査)
- ・1か月健診(産婦健康診査)

妊娠期・分娩期・産褥期のケア

- ・助産師外来
- ・院内助産
- ・入院中の授乳支援
- ・授乳支援を行う外来(退院後)

産後ケア

- ・宿泊(ショートステイ)型
- ・通所(デイサービス)型(個別型)
- ・通所(デイサービス)型(集団型)
- ・居宅訪問(アウトリーチ)型

分娩に関わること

- ・立ち会い出産実施(経膣分娩の場合)
- ・無痛分娩
- ・無痛分娩の麻酔の方法
- ・無痛分娩麻酔管理者の資格
- ・JALAサイトへの掲載
- ・無痛分娩の対応可能時間
- ・無痛分娩を行う際の陣痛誘発の有無


産後の過ごし方に関わること


- ・母子同室実施


居室に関わること

- ・個室
- ・個室利用の際の差額費用支払いの必要性

その他のコンテンツ

 妊娠・出産に関してお悩みの方へのリンク集

 ユーザーアンケートフォーム

 広報物ダウンロードページ



1 事業の目的

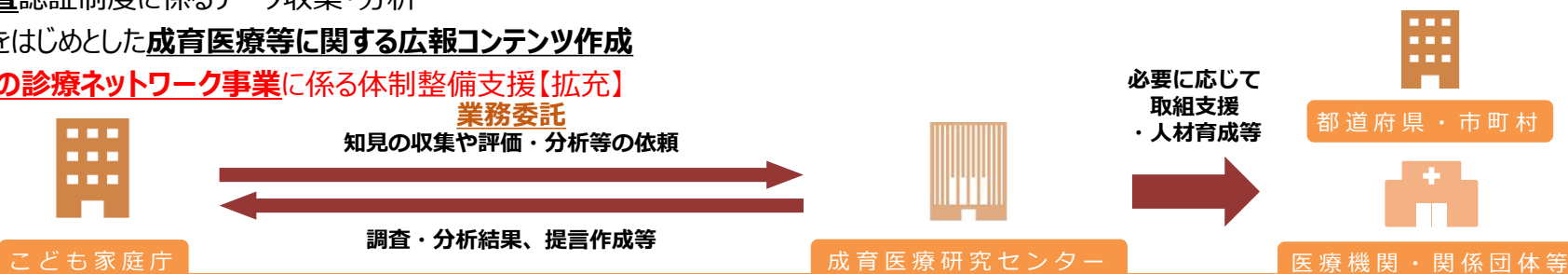
- 令和5年3月に閣議決定された成育医療等基本方針において、「こどもやこどもを養育する者等の視点も踏まえつつ、成育医療等の提供に関する施策に係る知見の収集・分析等の調査研究を推進するとともに、施策の推進に関する提案や施策の進捗状況や実施体制等に係る客観的な評価、地方公共団体の取組の支援や人材育成等を行うシンクタンク機能の充実を図る。」と記載されている。
- 令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の加速化プランにおいて、「女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進める」と記載されている。
- 新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる**国立成育医療研究センターにおける、成育医療等に関するシンクタンク機能の充実**を図る。

2 事業の概要

◆ 内容

- 成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて、成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等の成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進。
- 主として、以下のテーマに係る研究・データ分析の実施、施策の推進を支援。
 - ① **産後ケア事業**や**妊産婦のメンタルヘルス**をはじめとする成育医療等の提供に関する知見の収集、評価・分析、提言作成、取組支援、人材育成等
 - ② **プレコンセプションケア**に関する知見の収集、評価・分析、提言作成、取組支援、人材育成等
 - ③ **予防のためのこどもの死亡検証（CDR）**に係る体制整備支援（自治体への有識者の派遣、人材育成等に係る連携等）【**拡充**】
 - ④ **出生前検査認証制度**に係るデータ収集・分析
 - ⑤ 母子保健をはじめとした**成育医療等に関する広報コンテンツ作成**
 - ⑥ **こどもの心の診療ネットワーク事業**に係る体制整備支援【**拡充**】

◆ 事業イメージ



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
- ◆ 補助率：定額

産後ケア事業に関する有識者検討会議 (産後ケア事業多職種連携協議会) の設置について

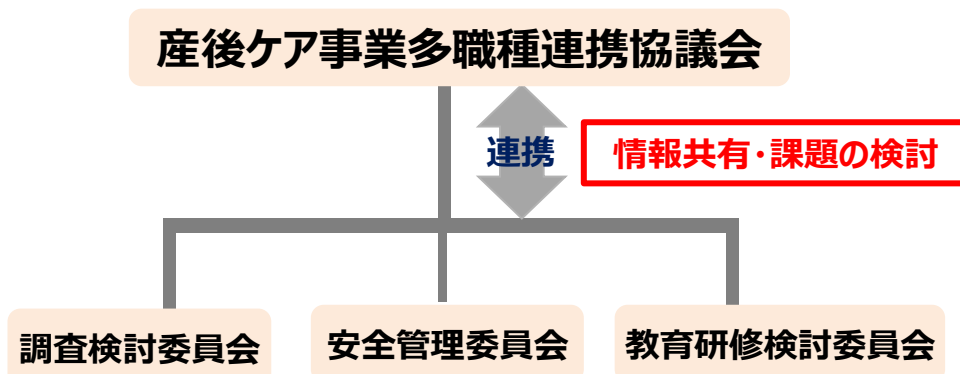
設置目的

- 産後ケア事業は、助産師をはじめとした看護職を中心に、様々な専門職種が互いの専門性を活かしながら、チームとして働きかけることが不可欠であり、事業のあり方を多職種自らが議論し検討していくことが重要である。
- 産後ケア事業の安全性とケアの質等について、多面的かつ定期的に評価・検討することを目的として、令和6年度より、多職種の関係団体等による「産後ケア事業多職種連携協議会」を設置。

参加団体

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本看護協会
公益社団法人日本産婦人科医会
公益社団法人日本小児科医会
公益社団法人日本助産師会
全国保健師長会
日本産前産後ケア・子育て支援学会
日本周産期メンタルヘルス学会
全国乳児福祉協議会

- ・ 協議会（年2～3回程度）と、具体的な課題等を検討する委員会（調査検討委員会、安全管理委員会、教育研修検討委員会）から構成。
- ・ 協議会は、産後ケア事業に関する有識者団体の代表者で構成。
- ・ 事務局等運営支援を国立成育医療研究センターが実施。



※「成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業」において実施

- 自治体・関係団体や事業者への情報共有及び発信の場として、産後ケア事業多職種連携協議会ホームページを作成。
- 「多職種連携協議会について」、「産後ケア事業関係者用ページ※」、「リンク集」を掲載しており、今後、順次追加予定。
※都道府県・市区町村の母子保健担当者、自治体の委託を受けている産後ケア事業の事業者等に対し、専用ID及びパスワードを周知。

URL : https://www.ncchd.go.jp/center/activity/sangocare_kyogikai/

多職種連携協議会について

- 産後ケア事業とは
- 産後ケア事業多職種連携協議会とは
 - ・ 設立目的
 - ・ 協議会の組織
- 委員会組織
 - ・ 調査検討委員会
 - ・ 安全管理委員会
 - ・ 教育研修検討委員会

産後ケア事業関係者用ページ

- 産後ケア事業に関する動画
産後ケア事業の提供者として習得しておきたい知識や技術をまとめたもの。
 - ・ 産後ケア事業ガイドラインについて
 - ・ 妊婦のメンタルヘルスの基礎～心理社会的変化の理解～
 - ・ メンタルヘルスに不調を抱えた母親への対応に関する行政・事業者との連携と課題
 - ・ 産後ケア利用者からよく聞かれる相談や不安の内容と対応 等
- 事例集
産後ケア事業において発生する可能性のある架空の事故事例と、その予防策・発生時の初期対応策等をまとめたもの。
 - ・ 産後の異常出血
 - ・ 乳児の転落（母乳測定時や児の体重測定時）

リンク集

- 産後ケア事業ガイドライン
- 産後ケア事業多職種連携協議会の参加団体
- こども家庭庁の関連ページ





産後ケア事業を利用したい方
産後ケア事業に関する動画等を掲載しています。

- 「産後ケア事業」紹介動画（ロングver/ショートver）を掲載
 - 健やか親子21公式ウェブサイトのほか、こども家庭庁の各種SNSにも掲載
- Youtube : https://youtu.be/jPfl6_GxIqI(ロング)
<https://youtube.com/shorts/HGXouct9wQA>(ショート)
- X : <https://x.com/KodomoKatei>
- Instagram : <https://www.instagram.com/kodomo.katei/>



ロングVer. [約2分30秒]



ショートVer. [30秒]



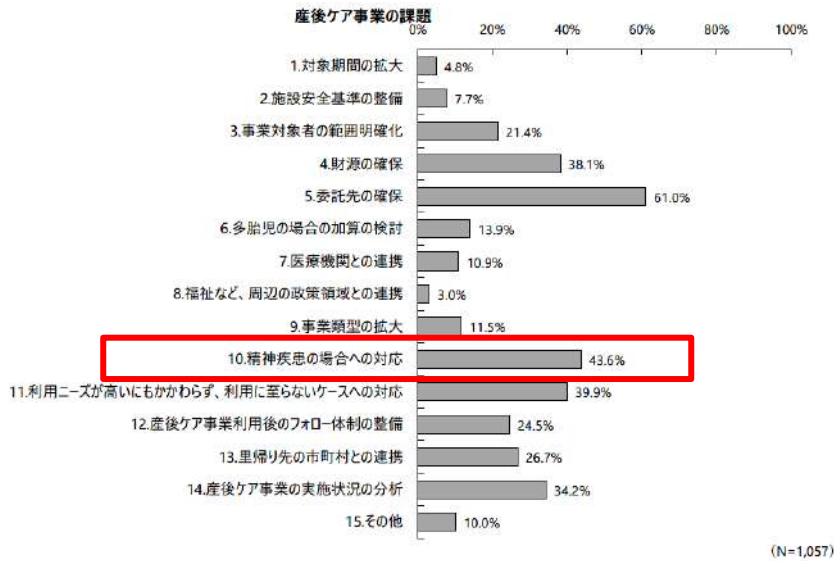
自治体/
自治体から委託を受けている事業者の方
産後ケア事業リーフレットや関連通知等を掲載しています。

- 自治体の実施状況に応じて活用可能な「産後ケア事業」紹介チラシを掲載
- 産後ケア事業ガイドラインをはじめ、産後ケア事業に係る関連通知等を掲載



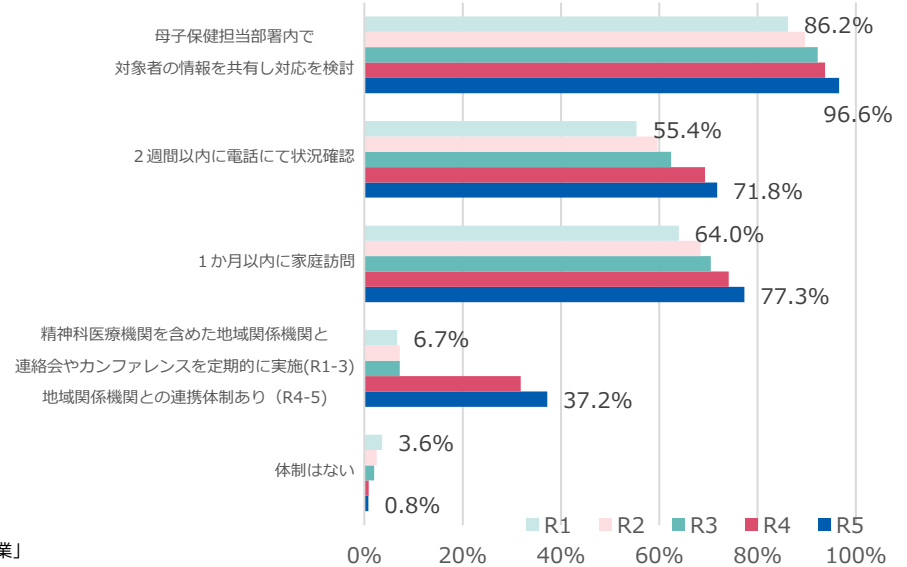
妊産婦のメンタルヘルスに関する調査結果

産後ケア事業の課題



令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業」
(補助先：株式会社野村総合研究所)

産後のメンタルヘルスハイリスク褥婦へのフォロー体制（市町村 n=1741）



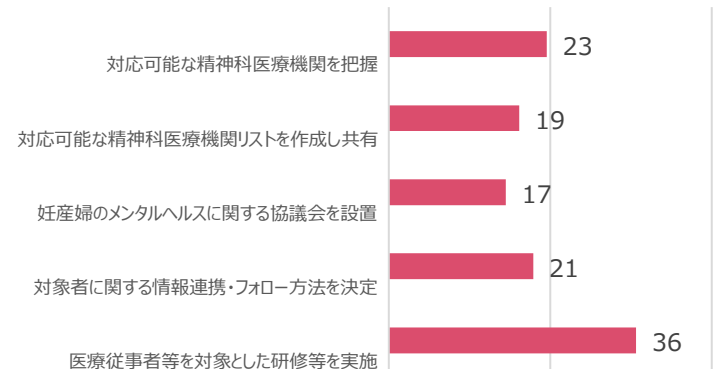
メンタルヘルスに課題を抱える褥婦の状況

項目	人数
産後1か月までにEPDSを実施した褥婦の人数	498,573
産後1か月までのEPDSが9点以上の褥婦の人数	48,705

EPDSが9点以上の褥婦の割合は**9.8%**

令和5年度母子保健事業の実施状況等調査

産後のメンタルヘルスへの対応（都道府県 n=47）



令和1-5年度 母子保健事業の実施状況等調査

令和8年度予算 0.2億円 (0.4億円) 【令和5年度補正創設】

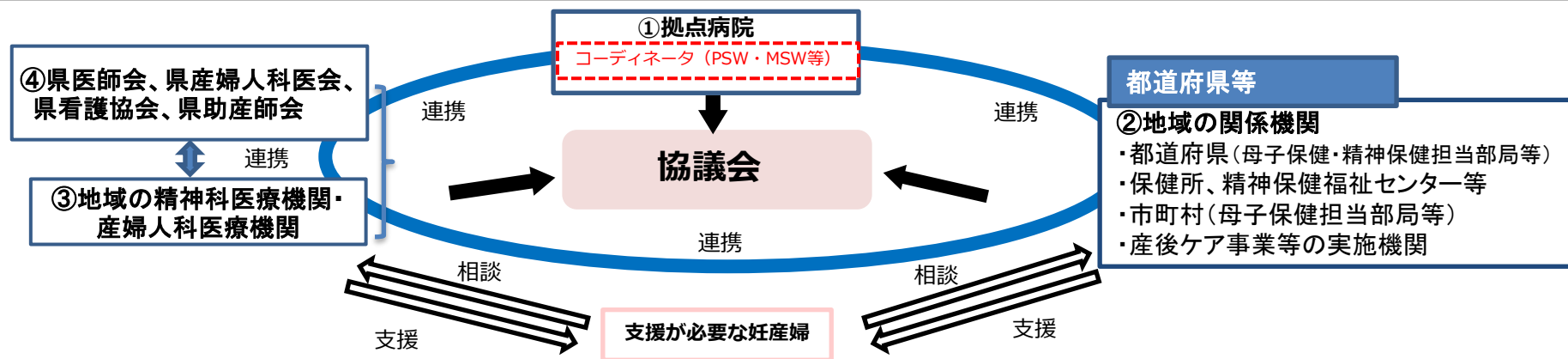
事業の目的

- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

事業の概要

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合の、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



実施主体等

◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市 ◆ 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

◆ 補助基準額：月額 1,442千円 ※都道府県が医療圏ごとを実施する場合も同額を補助する。

3. プレコンセプションケアについて

なぜプレコンセプションケアなのか

当事者の声



○健康な妊娠と出産の準備について

- 👤 仕事もがんばりたいし、子供も欲しい。どの時期に何をしたらよいか情報がほしい。
- 👤 持病があるが、わたしと赤ちゃんにどんな影響があるのかわからない。知りたい。
- 👤 子供がほしいが、自分はどんな準備をしたらいいか知りたい。
- 👤 パートナーが妊娠した時に、自分がどんなサポートができるか知りたい。



○健康管理について

- 👤 将来赤ちゃんが欲しいけれど、赤ちゃんを迎えるために、いま何ができるのか知りたい。
- 👤 生理痛が重くてつらい。痛みが軽くなる方法について知りたい。
でも、産婦人科に行くのが怖い。



○性に関する知識について

- 👤 妊娠や性病が怖い。避妊方法や性感染症について知りたい。
- 👤 パートナーに理解してもらいたいし、理解したい。

性別を問わず、性や健康に関する情報を知らないために、後悔することのないようにするためには、妊娠や出産等を含め、性や健康に関する正しい知識を持つ必要がある。

- ◆ **プレコンセプションケア**については、
 - 2006年に、**米国疾病管理予防センター（CDC）**が、「女性の健康に対する一連の介入」として提唱した。
 - 2012年には、**世界保健機関（WHO）**が、「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義。

【こども家庭庁の考えるプレコンセプションケアとは】

プレコンセプションケアは
「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」概念

プレコンセプションケア推進5か年計画（概要）

～性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けて～

背景と経緯

- 「成育医療等基本方針(令和5年3月改定)」にプレコンセプションケアの推進についての方針が定められたほか、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- 若い世代が自分の将来を展望する際に、性や健康・妊娠に関する正しい知識の取得方法や、相談する場所・手段について、必ずしも広く知られていない現状を踏まえ、「**プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会 ～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～**（座長：五十嵐隆国立成育医療研究センター理事長）」において、プレコンセプションケアに係る課題と対応について整理を行い、「**プレコンセプションケア推進5か年計画**」を策定。

プレコンセプションケアの概念及び 現状・課題とその対応にあたっての基本的な考え方

1. プレコンセプションケアに関する概念の普及

- プレコンセプションケアは「**性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う**」概念であるが、言葉自体や概念についての**認知度は低い**。
- 思春期から成人期に至るまで、性別を問わず**全ての人が、発達段階や状況に応じてプレコンセプションケアという概念を知り、それに関する知識について、適切に身につけることは重要**。

2. プレコンセプションケアに関する相談支援体制の充実

- プレコンセプションケアに関する相談先として、自治体における「性と健康の相談センター」等があるが、広く知られていない現状がある。
- 若い世代の方が、**より相談しやすくなるような体制づくりが必要**。

3. 専門的な相談支援体制の強化

- 基礎疾患のある女性が、説明を受けないまま、妊娠する方がいる実情や、かかりつけ医等と産婦人科医の連携が不十分という指摘も。
- **産婦人科以外の医師もプレコンセプションケアに関して十分な知識を持つとともに、かかりつけ医等と産婦人科医の必要な連携に資する情報提供資料が必要である**。

取組推進にあたって

- プレコンセプションケアの推進にあたっては、**若い世代の意見を聴き**、当事者のニーズに沿った取組を実施し**施策の効果を定期的に評価**。
- 国は、国立成育医療研究センターと連携し技術的に支援、自治体は国の「5か年計画」を参考に「**地方版推進計画**」を策定する等計画的に推進。

今後5年間の集中的な取組

〈目標〉
認知度 80%
プレコンサポーター
5万人以上

対象者層



性や健康に関する正しい知識の普及と情報提供

- ★ SNS等を活用した積極的な情報発信。
- ★ プレコンセプションケアの普及に係る人材（プレコンサポーター）を育成するとともに、啓発資料の作成等、自治体・企業・教育機関等における**講演会等の開催支援**。

〈目標〉
相談窓口認知度
100%

相談支援の充実（一般相談）

- ★ 「性と健康の相談センター」等プレコンセプションケアに関する**一般的な相談ができる窓口の認知を推進**。
- ★ **身近な地域において医療機関等も含め、専門家による相談支援体制の整備を図る**。
- ★ 夜間休日対応の実施や、電話・オンライン相談、メールやSNSの活用等、**相談者の利便性に配慮**。

〈目標〉
専門相談医療機関数
200以上

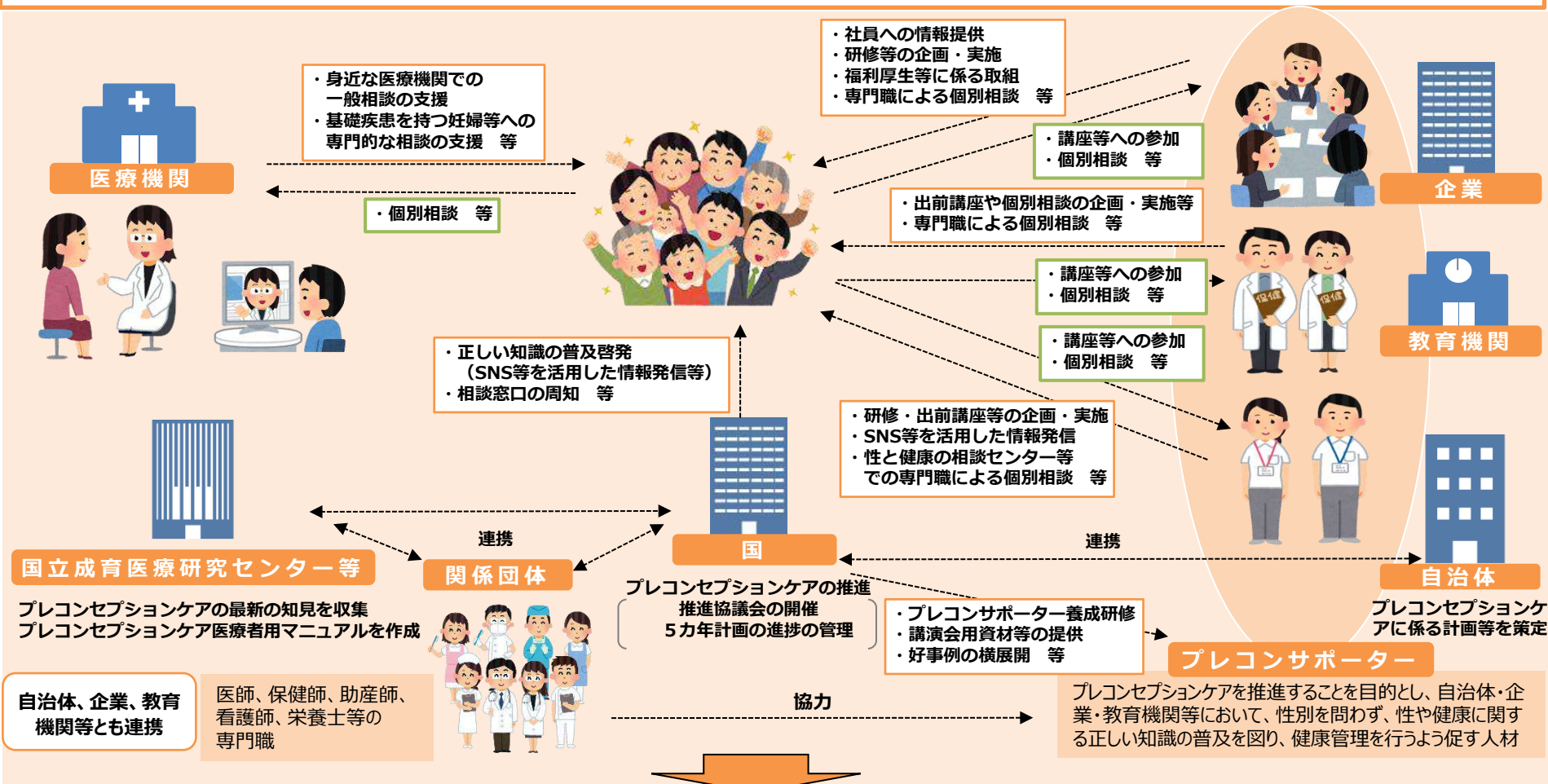
相談支援の充実（専門相談）

- ★ 基礎疾患を有する方等が、医療機関等でプレコンセプションケアに関する相談ができるよう、**全国に相談窓口を展開**するとともに、専門外の医師の適切な対応にも資するよう、**医療者用相談対応マニュアルを作成し、周知**。

プレコンセプションケア推進5か年計画を踏まえた支援体制

● 「プレコンセプションケア推進5か年計画」を踏まえた今後5か年の集中的な取り組みとして、国、地方公共団体、企業、教育機関、国立成育医療研究センター等の専門機関及び関係団体が、それぞれの役割に応じて、以下の取組を中心に、着実にプレコンセプションケアを推進していくことが期待される。

- ・性や健康・妊娠に関する正しい知識の積極的な普及と情報提供
- ・プレコンセプションケアに関する相談支援の充実（一般相談）
- ・プレコンセプションケアに関する医療機関等における相談支援の充実（専門相談）



性別を問わず全ての世代の人が、プレコンセプションケアについての知識を持ち、実践することができる社会へ

プレコンセプションケアの普及啓発のため、Webサイト「はじめよう プレコンセプションケア」を開設（令和7年9月）。

若い世代を含め、あらゆる方々に、プレコンセプションケアに関する概念をわかりやすく伝えるため、順次、記事や漫画、Q&Aやショートドラマなどのコンテンツを拡充中

はじめよう
プレコンセプションケア

プレコンセプションケアとは？ 相談窓口一覧 お問い合わせ

今の私たちの過ごし方が、**不幸の自分**をつくる

はじめよう
プレコンセプションケア

2025年9月11日(木) サイトオープン
Webサイトをオープンしました。自サイト「スマート保険相談室」から一部情報を移行しています。

「プレコンセプションケア」、略して「**プレコン**」。

性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、**妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）**や**将来の健康を考えて健康管理を行う取り組み**。

このサイトでは、**プレコンセプションケア**に関する正しい知識をさまざまな形で発信していきます。

このサイトでわかること

食事	睡眠	運動	避妊
妊娠	性感染症	ワクチン	
相談窓口	避妊法	薬	
飲酒	喫煙	生活のトラブル	



「プレコンセプションケア」とは？ 未来のために今知っておきたいこと

「**プレコンセプションケア**」とは？

プレコンセプションケア（略してプレコン）とは、「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取り組み」のことです。

あまり聞き慣れない言葉かもしれませんが、この「プレコン」は、全ての世代の人々にとって大切な考え方です。自分自身の身体や将来を見つめるきっかけとなり、より良い人生設計や健康づくりにもつながる教点が詰まっています。



プレコンサポーター養成講座 概要

■ プレコンサポーターとは

「プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体・企業・教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す人材」と定義。
(プレコンセプションケア推進5か年計画に基づき、2030年5月までに、5万人以上の養成を目指している。)



■ プレコンサポーター養成講座とは

- eラーニング形式で実施。基礎編（必修講座約2.5時間、任意講座約2.5時間）とアドバンス編（約2時間）で構成。（いずれもオンライン受講）
- 講座終了後には修了テストを実施し、合格者に「修了証」を発行。

基礎編修了者（プレコンサポーター）

- **誰でも受講可能。**（企業・自治体・教育機関に属する専門職のほか、企業の産業保健スタッフや人事労務担当、自治体の関係部局職員等を想定。）
- プレコンの基本的な概念、性や健康に関する基礎的な知識を理解し、**プレコンに関する知識を活かして、日々の業務を進める**ことができる。

アドバンス編修了者（アドバンスプレコンサポーター）

- **基礎編を修了した専門職（※）のみ**が受講可能。
- 相談対応における注意点、教育機関等での出前講座における外部講師の心得について理解し、**個別相談や出前講師等の活動**ができる。

※「専門職」とは、医療や保健と関連する公的資格を有する者を想定している。例えば、性と健康の相談センター事業で活動する医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等や、養護教諭等が考えられる。

■ プレコンサポーターへの支援

プレコンサポーターの活動にあたっては以下の資材活用いただく。

- プレコンセプションケアに関する取組を行うに当たって必要となる知識・情報を取りまとめた「**プレコンサポーターTEXTBOOK**」
- 自治体・企業・教育機関での**セミナー、出前講座、研修等**で使用する資材



	具体的な取組の例	人材の想定
自治体	<ul style="list-style-type: none"> ■ セミナー、出前講座、研修等の企画及び実施等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住民のニーズに応じたプレコンセプションケアに関するセミナーや個別相談会 ➢ 教育機関等への出前講座 ➢ 自治体職員向けのプレコンセプションケアに関する研修 ■ SNS等を活用した発信・周知 ■ 自治体の広報誌、公式ウェブサイト、SNS等を活用し、プレコンセプションケアに関する最新情報の発信や住民に相談窓口を周知 ■ 性と健康の相談センター等での専門職による個別相談の実施 等 	<p>(例)</p> <p>医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等の専門職種や、施策の企画立案に関わる事務職員等</p>
企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社員への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職域での健診の場等を活用したプレコンセプションケアの周知広報 ■ 研修等の企画・実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 講演会、研修（新人・管理職向け） ■ 福利厚生等に係る取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ プレコンセプションケアを踏まえた特別休暇や福利厚生等に係る取組の実施 ➢ スポーツ活動における指導者等への啓発 ■ 専門職による個別相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 産業医等の産業保健スタッフによる社内での個別相談の実施 等 	<p>(例)</p> <p>産業保健スタッフや、プレコンセプションケアを踏まえた特別休暇や福利厚生等に関わる人事労務担当者等</p>
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出前講座や個別相談の企画・実施等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保護者の理解も得ながら、専門職等による出前講座や個別相談の企画や実施 ➢ 地域の医療機関や自治体と連携し、保護者も含めて、プレコンセプションケアに関する情報提供 ➢ 部活動における指導者への啓発 ■ 専門職による個別相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 養護教諭等による校内での個別相談の実施 等 	<p>(例)</p> <p>学校医、養護教諭、栄養教諭、看護師、保健師、心理士、教育機関や教育委員会の職員等</p>

「プレコンサポーターTEXTBOOK」について

概要

- 「**プレコンセプションケア・アドバイザー（仮称）養成のためのマニュアル作成WG**」において、**成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業**(女性の健康総合センター)と連携し、**プレコンサポーターTEXTBOOK（以下「TEXTBOOK」という。）を作成。**

プレコンサポーターについて

- プレコンサポーターは、「**プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体・企業・教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す人材**」と定義し、職種に限定されず、研修を修了すれば、希望する方は、誰でもプレコンサポーターになるものとして想定。
- プレコンサポーターは、**各自がプレコンセプションケアに関する情報の発信や企画、多職種・多機関との連携促進等の活動を行う。**

プレコンサポーターTEXTBOOKの構成

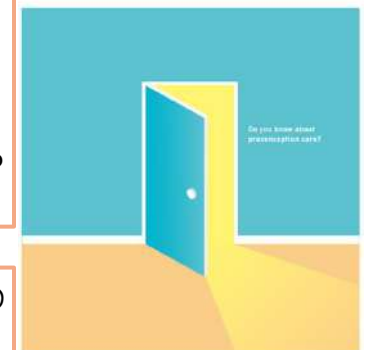
- **TEXTBOOKは、プレコンサポーターがプレコンセプションケアに関する取組を行うに当たって必要となる知識・情報を取りまとめたもので、総論・各論から構成。**
- **総論では、全てのプレコンサポーターの方に理解していただきたい内容として、プレコンセプションケアの概念や取組の必要性、対象、主な内容、支援に関する事項等について記載。**
- **各論では、プレコンセプションケアに関して想定される相談内容をQA方式で記載。**特に、プレコンサポーターが行う情報発信においては、生活習慣や健康管理に関する知識や、妊娠と出産に向けて特に重要となる知識等、幅広い内容を取り扱い、企画や情報発信を検討する際の参考として活用できる。主な内容としては、小児・思春期における心身の状況や健康に関わる知識の習得状況等、性成熟期における健康課題等及び想定される相談内容等について記載。

プレコンサポーターによる相談支援

- プレコンサポーター自身が専門職である場合は、専門的な個別相談の対応が行われることが想定される。TEXTBOOKの内容を参考にしながら、必要に応じて、医療機関への受診や適切な支援につなげられるように対応。
- また、専門職以外の場合でも、相談を受けることも想定されるが、専門的な質問については、こども家庭庁のホームページやTEXTBOOKに記載されている信頼できる情報を紹介したり、適切な専門の相談窓口等へ相談することを勧める。

	具体的な取組の例	人材の想定
自治体	<ul style="list-style-type: none"> ■ セミナー、出前講座、研修等の企画及び実施等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住民のニーズに応じたプレコンセプションケアに関するセミナーや個別相談会 ➢ 教育機関等への出前講座 ➢ 自治体職員向けのプレコンセプションケアに関する研修 ■ SNS等を活用した発信・周知 ■ 自治体の広報誌、公式ウェブサイト、SNS等を活用し、プレコンセプションケアに関する最新情報の発信や住民に相談窓口を周知 ■ 性と健康の相談センター等での専門職による個別相談の実施 等 	(例) 医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等の専門職種や、施策の企画立案に関わる事務職員等
企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社員への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職域での健診の場等を活用したプレコンセプションケアの周知広報 ■ 研修等の企画・実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 講演会、研修（新人・管理職向け） ■ 福利厚生等に係る取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ プレコンセプションケアを踏まえた特別休暇や福利厚生等に係る取組の実施 ➢ スポーツ活動における指導者等への啓発 ■ 専門職による個別相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 産業医等の産業保健スタッフによる社内での個別相談の実施 等 	(例) 産業保健スタッフや、プレコンセプションケアを踏まえた特別休暇や福利厚生等に関わる人事労務担当者等
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出前講座や個別相談の企画・実施等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保護者の理解も得ながら、専門職等による出前講座や個別相談の企画や実施 ➢ 地域の医療機関や自治体と連携し、保護者も含めて、プレコンセプションケアに関する情報提供 ➢ 部活動における指導者への啓発 ■ 専門職による個別相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 養護教諭等による校内での個別相談の実施 等 	(例) 学校医、養護教諭、栄養教諭、看護師、保健師、心理士、教育機関や教育委員会の職員等

プレコンサポーター TEXTBOOK



概要

- プレコンサポーターとして、自治体・企業・教育機関でのセミナー、出前講座、研修等において使用できるもの。

プレコンサポーター講演用資材の構成

- プレコンセプションケアについて
- いまの自分を知ろう
男女の違いを理解する、妊娠と年齢の関係を理解する、適正体重を知る
基礎体温をつける、かかりつけ医を持つ
- 生活を整えよう
バランスのよい食事をとる、妊娠を望む女性はサプリメントの葉酸もとる
1日60分以上体を動かす、禁煙しよう！受動喫煙を避ける
アルコールを控える
- 検査やワクチンについて考えよう
感染症から自分を守る、避妊を知る、妊娠する前にワクチンの接種を考える
がんのチェックをする
- 人生をデザインしてみよう



メンズプレコン検定 風林火山に チャレンジしよう



性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う「プレコンセプションケア」という概念を知り、それに関する知識について、適切に身につけることが大切です。

この「プレコンセプションケア」について楽しみながら学べるのが「メンズプレコン検定」。

簡単なアンケートの入力だけで今すぐチャレンジできます！

なお、チャレンジした方は、正解数に応じて、合格証を取得できます。

メンズプレコン検定にチャレンジする ▶

検定を選ぶ

<p>あなたの正答率 100%</p> <p>合格証を受け取る</p>	<p>あなたの正答率 100%</p> <p>合格証を受け取る</p>
<p>あなたの正答率 100%</p> <p>合格証を受け取る</p>	<p>あなたの正答率 100%</p> <p>合格証を受け取る</p>

問題 2

男性不妊について（ ）に入る正しいものはどれか。

「男女別の不妊症の原因について、男性側に不妊の原因がある割合は（ ）である。 ※男女ともに原因がある場合」

ア、48%

イ、11%

ウ、24%

正解は：ア

あなたの答えはア

世界保健機構（WHO）による調査（1996年）によると、不妊症の原因は「女性のみ41%」、「男女ともにあり24%」、「男性のみ24%」、「原因不明11%」です。不妊の原因の48%は男性にも関連しています。そのため、不妊症の検査はカップルともに受けることが重要です。

メンズプレコン検定
完全制覇証

風林火山

（ニックネーム）殿

あなたは、こども家庭庁による
メンズプレコン検定「風・林・火・山」全4つのブロックの
すべてにおいて合格するだけでなく、
すべての問題を正答した。
ここに、メンズプレコン検定の完全制覇を証する。

こども家庭庁
メンズプレコン検定事務局



目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、性別を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者、企業等の労務担当職員等（避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む）

◆ 内容（都道府県・指定都市・中核市においては、（※）の必須事業は全て実施すること。市町村事業（（3）及び（8））については、それぞれ単独で実施可能。）

【必須事業】

- （1）不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導（※）
- （2）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応（※）
- （3）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会・出前講座（教育機関・企業等への講師派遣）の開催（※）
- （4）相談指導を行う相談員の研修養成（企業等向けのプレコンセプションケアに関するものも含む）（※）
- （5）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発（※）

- （7）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援（R6～）
- （8）医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援（R6補正～）
- （9）SNSを活用したオンライン相談対応（夜間対応含む）

【一般事業】

- （10）性と健康の相談支援センターや委託先となっている医療機関等のオンライン相談の初期設備整備（R6補正～）
- （11）特定妊婦等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）
- （12）若年妊婦等に対するアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- （13）出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援
- （14）HTLV-1等母子感染対策協議会の設置等
- （15）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備

【重点事業】

- （6）学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等の研修会実施等の支援

◆ **実施自治体数** 96自治体（47都道府県、49市） ※ 令和6年度変更交付決定ベース

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村 ※（7）及び（14）の実施主体は都道府県のみ、市町村は（3）及び（8）のみ実施可能

【補助率】

国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市・市町村 1 / 2

<地方版プレコンセプションケア推進計画を策定し、プレコンサポーターの活用を位置付けている自治体であって、かつ、必須事業及び重点事業を全て実施した場合、必須事業及び重点事業の補助率を高め ※市町村はいずれかの事業を実施した場合でも補助率を高め、一般事業は高上げなし>

○ 必須事業、重点事業：国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市・市町村 1 / 3

（上記要件に加えて、財政力指数 1 未満の自治体を補助率高上げの対象とする。）

○ 一般事業：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市・市町村 1 / 2

（注）「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、本事業の取組を行う自治体を100%とするため、令和11年度まで補助率の高上げを実施する

4. 5歳児健診について

乳幼児健診等について

1. 概要

- 乳幼児健診については、**母子保健法第12条又は第13条**に規定されている。
- 新生児マススクリーニングについては、母子保健法に規定がなく、**通知**に基づいて実施されている。
- 公費負担の状況は以下のとおり。

■ 地方交付税措置

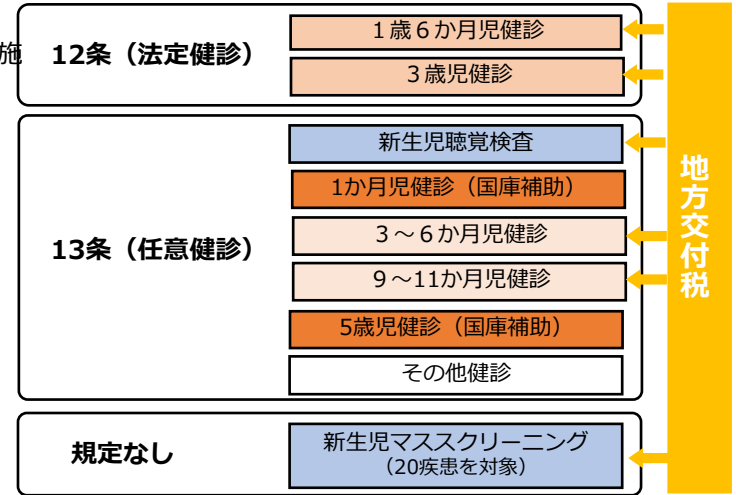
- ・ 12条（法定健診）：「**1歳6か月児健診**」「**3歳児健診**」
- ・ 13条（任意健診）：「**3～6か月児健診**」「**9～11か月児健診**」「**新生児聴覚検査**」
- ・ 通知：「**新生児マススクリーニング**」

(※) 12条（法定健診）以外の乳幼児健診等における一般財源化の時期について

- ・ 「3～6か月児健診」「9～11か月児健診」：平成11・12年度の2か年にかけて一般財源化
- ・ 「新生児聴覚検査」：平成19年度に一般財源化
- ・ 「新生児マススクリーニング」：平成13年度に5疾病、平成29年度に20疾病を対象に一般財源化

■ 国庫補助

- ・ 13条（任意健診）：「**1か月児健診**」「**5歳児健診**」



母子保健法（抄）
（健康診査）

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2. 任意健診等の実施状況

1か月児～5歳児健診

- 実施主体：市町村
- **おおむね全ての自治体で**、生後半年頃までに1回、1年頃までに1回（計2回）の健診を実施。

参考：実施自治体数（令和5年時点）

1か月児健診	592 (34%)	} 生後0～5か月
3～5か月児健診	1,732 (99.5%)	
6～8か月児健診	835 (48%)	} 生後6～12か月
9～12か月児健診	1,430 (82.1%)	
5歳児健診	246 (14.1%)	

新生児聴覚検査/新生児マススクリーニング

【新生児聴覚検査】

- 実施主体：市町村
- **90.8%の自治体**で公費負担により検査を実施（令和5年度時点）

【新生児マススクリーニング】

- 実施主体：都道府県・指定都市
- **令和5年度補正予算より、モデル的に2疾患（SCID、SMA（※1））を対象とする実証事業を実施（※2）**
- （※1）SCID：重症複合免疫不全症、SMA：脊髄性筋萎縮症
- （※2）実施自治体数：58（令和7年度時点）

目的

幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

実施担当者

十分な経験を有し、幼児の保健医療に習熟した医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当する者等により実施すること。

対象者

一般健康診査の対象者は、実施年度に満5歳になる幼児とする。標準的には、4歳6か月から5歳6か月となる幼児を対象とする。

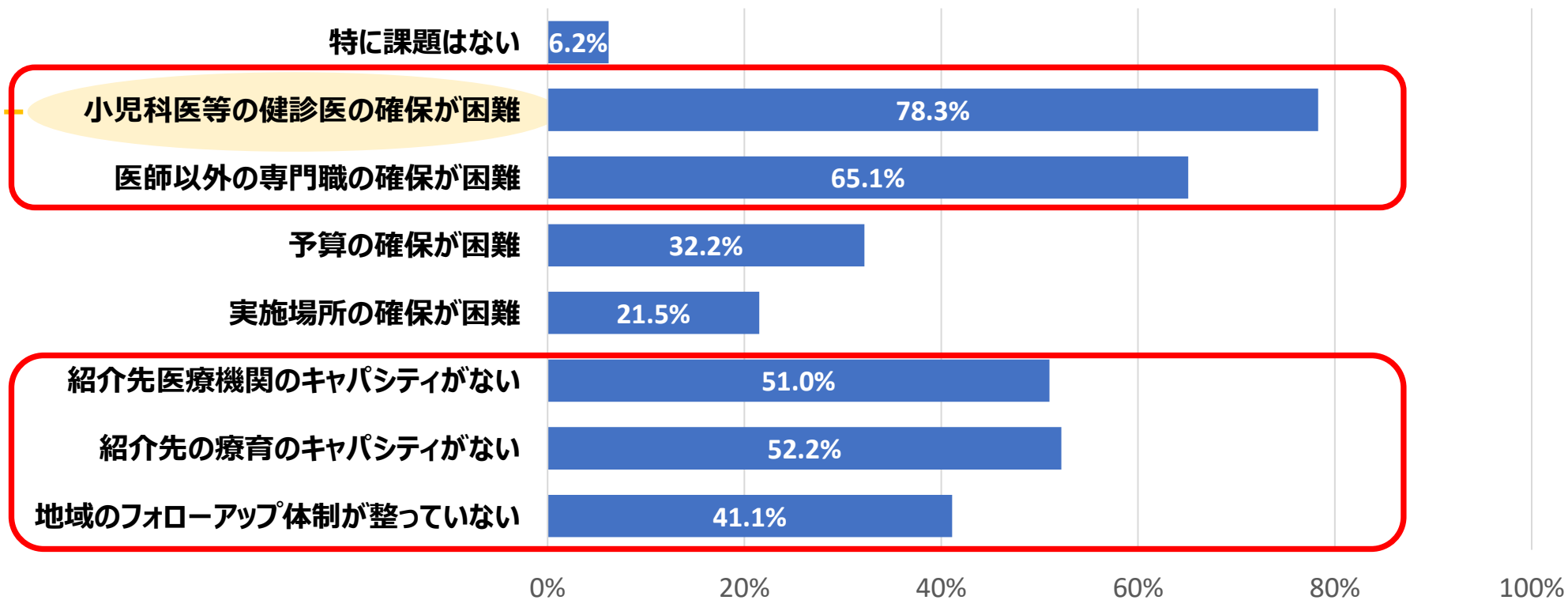
項目等

一般健康診査の項目は以下のとおりとする。

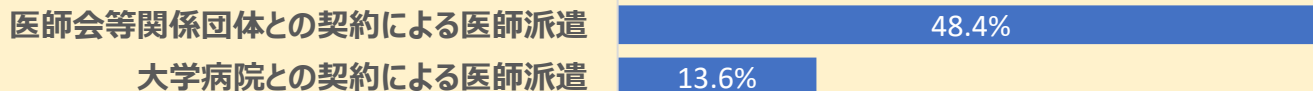
- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 精神発達の状況
- ④ 言語障害の有無
- ⑤ 育児上問題となる事項(生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等)
- ⑥ その他の疾病及び異常の有無

5歳児健診に関する課題（自治体）

市町村が5歳児健診を実施するにあたっての課題（n=1,741）



（参考）乳児健診において医師確保のために実施している方策
（乳児健診において健診医の確保が困難と回答の640市町村から回答）



自治体における5歳児健診に関する課題と対応

1. 健診医等の不足により自治体内の全5歳児を対象とした健診体制が組めない

- ・ **健診医の確保が困難**で、管内の全5歳児を対象にした健診体制を組むことができない。発達等に課題のある**対象者を抽出**して実施する方法でも認めてほしいとの声。
- ・ 地域の実状に合わせた具体的な健診方法について明確化してほしいとの声。
 - ・ 「今後2～3年を目処に、対象となる乳幼児全てに実施する体制を構築していただくことを前提に、**当面、発達等に課題のある幼児等を対象に健診を実施することは可能**」との旨を通知（R6.6）
- 実施要綱に則した具体的な健診方法を明示して通知（**園医方式や巡回方式**の具体例、健診医は他の専門職によるサポートや集団観察において健診を実施することも可能等）（R6.9）
- ・ 令和6年度補正予算で、**医師等専門職の研修や健診医派遣調整のための支援事業**を創設

2. 他と違い、発達面の評価を主目的とする5歳児健診の実施方法がわからない

- ・ 主に身体面の発育状態の確認、疾患のスクリーニングを目的とした他の乳幼児健診と異なり、**5歳児健診は、発達面の評価・発達障害等のスクリーニングを目的**としているため、必要な職種の確保等**健診体制の構築にどのように取り組んだらよいのか**わからないとの声。
 - **保育園との連携**等について、事例集で周知（R6.9）
 - ・ こども家庭科学研究で、有益な情報を含む**ポータルサイト**を公開（R6.11）

3. 健診にて要フォローとされたこどものフォローアップ体制の構築が課題

- ・ リソースの不足により、発達障害の可能性が指摘され、要フォローとされたこどもや保護者への、**福祉・教育・医療等との連携によるフォローアップ体制の構築が難しい**との声。
 - 自治体・医療関係・保育所等・教育等に求められる役割等を**関係省庁と連携して通知**（R6.3）

二段階方式の内容

「令和7年度（令和6年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金（うち「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査支援事業）」に係る Q&A（一部改正）について」（令和7年8月14日付 事務連絡）より抜粋

一段階目

※医師の監修のもとで実施

対象者 対象年齢の幼児**全て**に実施（悉皆）

実施内容 ・発達相談や巡回相談等による聞き取り
・保護者へのアンケート調査
・保育所等からの情報収集 等 } これらを組み合わせた総合的な評価

実施者 保健師、心理専門職等

二段階目

対象者 一段階目で「発達等に課題があると考えられた幼児」のみ

実施内容 医師による診察

実施者 医師

※ 健診内容として、以下に定められる事項については全て実施することが必要

実施要綱の第2の2（5）項目等

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 精神発達の状況
- ④ 言語障害の有無
- ⑤ 育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）
- ⑥ その他の疾病及び異常の有無

二段階方式を実施する場合には、5 歳児健診を実施する体制の構築や質の担保の確保等に向けて、地域の医師会等と定期的な協議を続けることが必要

—— 地域の医師会等との連携内容 ——

一段階目として実施する聞き取りやアンケート等の方法や内容についての継続的な検証と改善

二段階目の医師による健診の受診勧奨の基準の検討

一段階目、二段階目を含めた5 歳児健診全体の実施方法についての検討

健診の結果を踏まえた適切なフォローアップ体制の整備

—— 実効性のある健診実施のための要件 ——

① 保育所等との連携

発達等に課題のある幼児等の判断については、保育士等からの聞き取りにより、集団生活におけるこどもの様子を踏まえて適切に行う

② 未就園児への対応

保育所等に通っていない幼児等、①による判断が困難な幼児については、健診の対象とする

③ 包括的な子育て支援

発達等への課題が指摘されていない場合でも、必要に応じて保健指導や育児相談等の子育て支援を行う

5歳児健診のフォローアップ体制のイメージ

概要

- 多くの市町村では、3歳児健診(法定健診)以降、就学時健診まで健診がない。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、**5歳児健診の標準化・体制整備が必要**。(4～6歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%(令和3年度母子保健課調べ))
- 特別な配慮が必要な児に対して**早期介入を実施**することで、**保護者の課題への気づきや生活への適応が向上**する可能性が指摘されており、**5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少**したという研究結果もある。
- 5歳児健診において所見が認められた場合に、**必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要**。

5歳児健診

令和5年度研究班で健康診査票・問診票を作成し、関係団体に意見照会・成育医療等分科会で議論の上、自治体に周知。

問診・診察・評価

- ・ 情報集約(過去の健診結果、家庭環境、保育所情報等)
- ・ 発達等の評価
- ・ 困り感の把握
- ・ 保護者への説明 等

【健診に関わる職種の例】

医師、保健師、心理職、保育士、教育職、作業療法士・運動指導士、言語聴覚士 等

専門相談

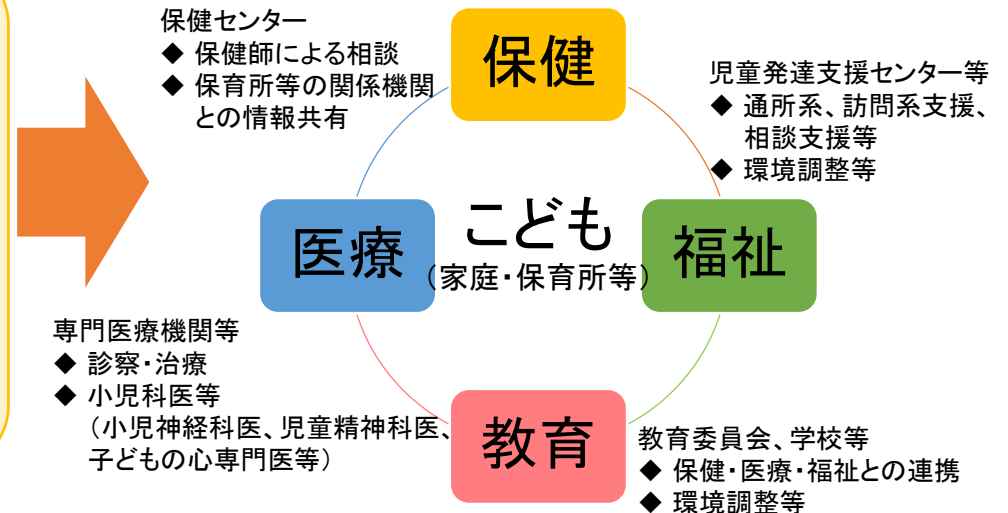
- 保護者との共有**
- ・ 健診後の不安の傾聴
 - ・ 保護者の気づきを促す
 - ・ 多職種による助言

健診後カンファレンス

- 多職種による評価、支援の必要性の検討**

地域のフォローアップ体制

地域のリソースを使った支援体制(受け皿)を構築



地域のフォローアップ体制に係る課題

- **医療のキャパシティ強化** ⇒ 発達障害の診察ができる医師の養成、医療機関の体制強化。診療報酬についても別途検討
- **福祉との連携強化** ⇒ 児童発達支援センターと母子保健の連携強化、福祉の支援体制強化(障害報酬を含む)
- **教育との連携強化** ⇒ 保育園、幼稚園、学校等、教育委員会等との情報共有、保健・医療・福祉と連携した個別の支援・配慮

5歳児健診の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について

(令和6年3月29日こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省の連名課長通知)

概要

5歳児健診の実施に当たっては、健診の実施体制の構築に加え、健診においてこどもへの発達支援のニーズや保護者に対する子育て相談等（就学に向けた相談を含む。）のニーズなどが把握された場合に、**地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備**が求められる。特に、市町村を中心に、**保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携**して、地域の実情に応じて地域のフォローアップ体制を充実していくことが重要であり、これにあたり関係者に求められる役割を整理した。

関係者に求められる役割

1 市町村に求められる役割

関係団体との連携等を通じて**医師等専門職を確保し、5歳児健診の実施体制の整備に努める**こと。また、**保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が健診やカンファレンス等に参画し、情報共有や多角的な視点から支援・対応方針の検討を行う**ことや、健診後の支援方針等を関係者間で情報共有することなどにより、適宜既存の会議体等を活用しつつ、関係者が連携した地域における支援のフォローアップ体制の整備に努めること。さらに、児童発達支援センター等を中核とした**地域の障害児支援体制の強化を通じて、保健と福祉の連携充実**に努めること。

2 都道府県に求められる役割

市町村における5歳児健診の実施体制の整備に当たって、地域の実情を踏まえて、**広域的な調整**を行うこと。また、発達障害等の診断を行う専門医療機関において、発達障害等に係る速やかな受診や評価を行える体制を構築し、適切な支援に結びつけること。さらに、**関係機関との情報共有や連携**、個別の支援計画の策定等にあたり保育士等に求められる専門知識・ノウハウを踏まえつつ、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもへの対応に関する**研修機会の提供**に努めること。

3 医療機関や医療関係団体に求められる役割

5歳児健診やその後のフォローアップを担当する医師等の確保において、市町村や都道府県から連携や協議の依頼があった場合は、可能な限り協力すること。また、令和6年度診療報酬改定において、発達障害等の診療に係る対応を行っており、各医療機関における取組の際に参考とすること。

4 保育所等（保育所・幼稚園・認定こども園等）に求められる役割

市町村から保護者の同意を得て依頼があった場合、こどもの集団生活の様子からの気付きや保護者が感じている課題等の情報について、**健診に関わる保健師等との共有**が望ましいこと。**児童発達支援センター等との連携や、保育所等訪問支援等や巡回支援専門員の活用**も含めて、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもに対する教育・保育の充実を図るなどしつつ、**集団生活の場で個々の発達の特性に応じた細やかな配慮**を行うなどすること。

5 教育委員会・小学校・特別支援学校に求められる役割

教育委員会においては、5歳児健診やその後のフォローアップに積極的に参画し、保健・福祉部局と連携し、就学に当たって不安を抱えている**保護者への相談や、入学後の学校生活や教育制度等に関する情報提供**等を行うこと。また、健診及びその後のフォローアップに係る情報を、**児童発達支援センター等の関係機関と連携・共有**することが望ましく、当該情報を活用して、本人や保護者の意向も踏まえつつ、**個別の教育支援計画に反映**すること。あわせて、児童発達支援センター等**福祉部局と連携し、こどもの就学後も切れ目ない支援を提供**できるよう留意すること。

令和7年度補正予算 28億円【令和5年度補正創設】

事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。

事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助基準額：① 6,000円/人（原則として個別健診） ② 5,000円/人（原則として集団健診）

令和7年度補正予算 9百万円【令和6年度補正創設】

事業の目的

- 「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の全国展開にあたっては、実際に健診を行う医師の経験不足等が懸念され、健診医の確保に苦慮をしている。そのため、健診を実施できる健診医を養成するために研修の機会を確保する必要がある。
- そのため、「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の研修を実施する団体への支援を行い、乳幼児健診の健診医の養成、質の向上を推進する体制の整備をとおり、1か月児健診及び5歳児健診の全国展開を図る。

事業の概要

- 対象者
「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診を行う医師を中心に、連携を目的とした自治体職員や医師以外の専門職
- 実施方法
・開催場所は全国で行ったり、オンラインで実施したりすることで、全国の医師が参加できるようにする。
- 内容
・「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の実施に必要な医師の診察手技等の専門性の高い研修を行う。
・連携を目的として、自治体職員や心理担当職員や言語聴覚士等の専門職も合わせて研修を行う。

実施主体等

【実施主体】 国（民間事業者等へ委託） 【補助率】 1/2 【補助基準額】 1団体あたり6,000千円

令和7年度補正予算 1億円【令和6年度補正創設】

事業の目的

- 3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診については、集団健診で行っている自治体も多く、また、法定ではなく任意健診であるが、身体の状態や発達の評価等を行うために重要な健診であり、すべての自治体で健診実施を行えるように体制整備を行う必要がある。
- しかし、一部の自治体では健診が未実施となっており、その理由としては、
 - ① 健診医が確保できない
 - ② 医師以外の専門職が確保できない
 - ③ 健診実施に当たっての基本的な運営や、特に5歳児についてフォローアップも含めた体制整備が困難といった課題が挙げられた。
- そのため、各自治体において、健診医や専門職の確保が難しい地域や、過疎地等での健診実施を図るため、健診実施の体制整備を行えるよう支援をし、各健診の全国での実施を目指す。また、都道府県による医師確保のための大学病院への働きかけや技術的助言等を通じて、自治体における健診実施体制の構築を促進する。

事業の概要

- 都道府県事業
 - (1) 関係団体との調整や、広域連携の実施等の健診実施に向けた調整、研修についての補助
(3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
 - (2) 健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助 (3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
- 市町村事業 (※ 3～6か月児、9～11か月児健診の支援については、未実施自治体のスタートアップ支援とする)
 - (3) 健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助 (3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
 - (4) 各健診の運営や基礎的な事項に関する研修、5歳児健診特化のフォローアップ体制の研修費用 (保健師・心理士等の医療従事者・教育関係者が対象) (3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)

実施主体等

- 【実施主体】 (1) (2) 都道府県 (3) (4) 市町村 【補助率】 1/2
- 【補助基準額】 (1) 1都道府県あたり 1,722千円 (2) (3) 1都道府県あたり・1市町村あたり 884千円
(4) 1市町村あたり 293千円

5歳児健診 ポータル

supported by こども家庭庁



5歳児健診を
すべてのこどもに。

健診の流れやケーススタディが「見える」「分かる」ポータルサイト

📊 データで見える！

5歳児健診を実施している自治体を探す

年間の出生児数

- ~50人 51~100人 101~200人
 201~300人 301~400人 401~500人

この条件で探す 🔍

▶ 動画で分かる！

健診の流れを動画で学ぶ



📄 取材レポート

自治体への取材レポートを読む



※ 令和6年度こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
「こどもの健やかな成長・発達のためのバイオサイコソーシャルの観点(身体的・精神的・社会的な観点)からの切れ目のない支援の推進のための研究」(研究代表者:永光 信一郎)

5. 母子保健DXについて

母子保健DXとは

- ①妊産婦・乳幼児健診のデジタル化
- ②電子版母子健康手帳（スマートフォンから入力閲覧が可能な母子健康手帳アプリ）の活用

上記を進めることで、以下のことを実現する。

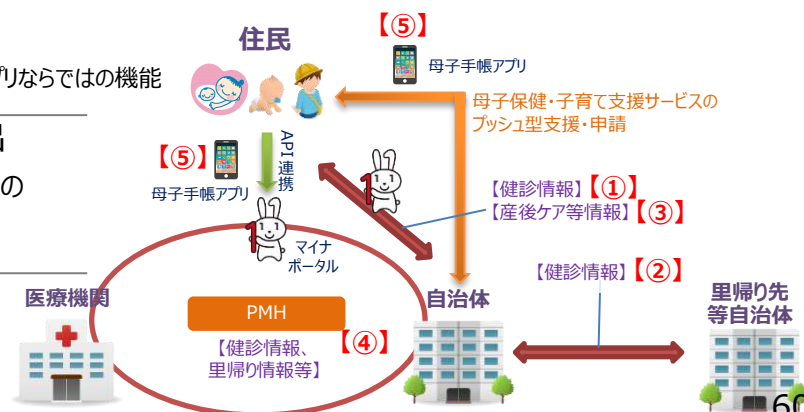
- ・スマートフォンでの健診受診・健診結果の確認やプッシュ型支援、里帰りの際の煩雑な手続きの改善等を実現する。
- ・住民の利便性の向上や必要な支援へのつなぎ、自治体・医療機関の事務負担の軽減、母子保健情報の利活用を目指す。

母子保健DXについて

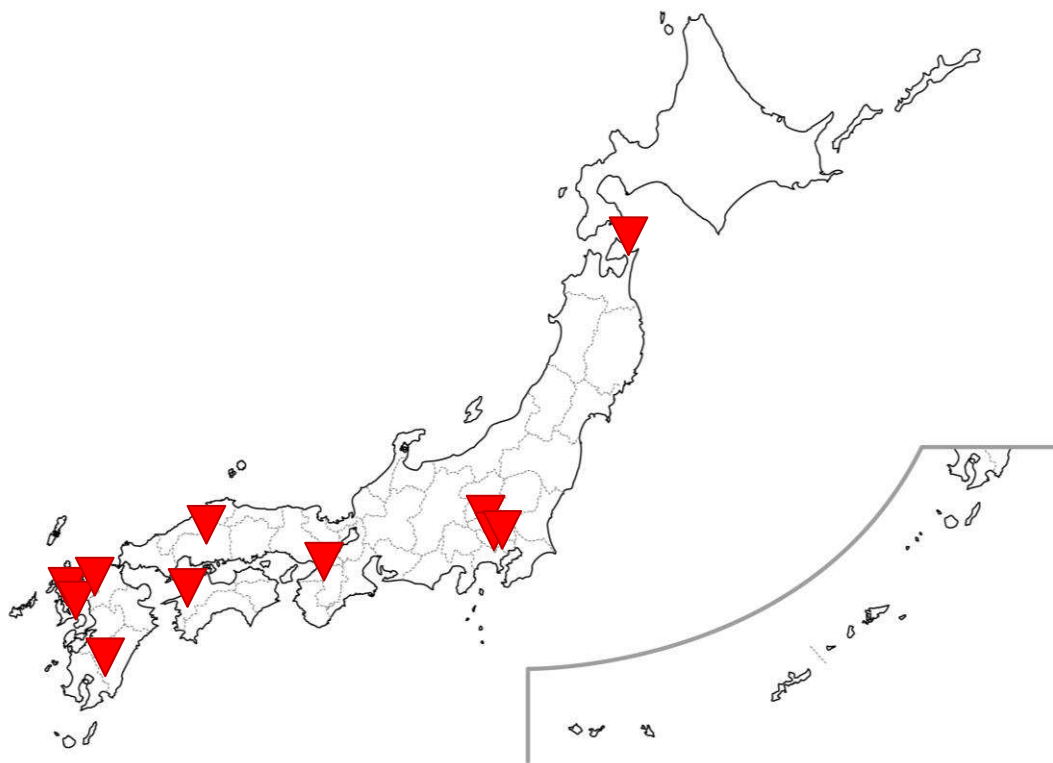
これまでの経緯、今後の進め方

R2年度	自治体がデータ化した乳幼児・妊婦健診の情報（一部）を <ul style="list-style-type: none"> ・ PHRの観点からスマートフォン等(マイナポータル)で閲覧可能に【①】 ・ 中間サーバを介して自治体間で共有可能に【②】
R4年度	マイナポータルで閲覧可能な 母子保健情報の項目の拡充（産後ケア、新生児訪問指導等）を整理* 【③】 ※ 併せて、約10年ぶりに母子健康手帳の内容の大幅見直しを議論（⇒ 令和5年4月～府令様式改正）* R6.6にデータ標準レイアウトに反映し、 ※産後ケアの実施内容や、こども家庭センター等相談機関の利用記録等を追加 その上で各自治体においてシステムを改修予定
R5年度	デジタル庁が、住民、自治体、医療機関で母子保健情報を迅速に共有・活用するための 情報連携基盤（PMH）を構築
R6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健DXを実現するための改正母子保健法が成立 ・ PMHを活用した乳幼児・妊婦健診の先行実施を複数の自治体で開始【④】 ※ 併せて、産婦健診や里帰りに係る機能拡張や電子カルテとの連携を検討 ・ 住民とPMHとの接続の利便性向上、プッシュ型支援の実現を目指し、 電子版母子健康手帳の持つべき機能*等を議論【⑤】*紙の手帳の機能+アプリならではの機能
R7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ R6年度の議論を踏まえ、電子版母子健康手帳のガイドライン※等を発出 ※ベンダー・自治体に、アプリとして持つべき機能やセキュリティ要件等について提示するもの ・ PMHの更なる機能拡張（集合契約・費用請求等に係るシステム等）
R8年度～	・ 電子版母子健康手帳の普及を含む母子保健DXの全国展開

<母子保健DXのイメージ図>



母子保健デジタル化実証事業： 実施市区町村



都道府県名	市町村名
青森県	むつ市
埼玉県	入間市
東京都	町田市
	東村山市
大阪府	河内長野市
広島県	府中町
愛媛県	西条市
福岡県	太宰府市
長崎県	諫早市
	波佐見町
宮崎県	都城市

※広島県府中町はR7年度新規応募自治体。
R8.3より実証開始予定。

母子保健デジタル化実証事業を令和5年度より開始し継続中。
令和7年度末時点で11市町において実証を実施している。

実証自治体における周知広報関連資料

住民の方々にPMHを介したデジタル健診をご利用いただくために、自治体が活用できる周知広報素材を提供。
先行運用の中で、さらに必要に応じて拡充予定。

<HP掲載素材>

<住民向けパンフレット>

全国に先駆けて実証参加中!
妊婦健診・乳幼児健診・予防接種も
スマホから。

妊婦健診では妊婦さんのマイナンバーカードを、乳幼児健診ではお父さんやお母さんのマイナンバーカードを使用します。

紙と違って、なくさない!
妊婦健診・予防接種もラクラク入力!

いつでも健康管理に役立つ!

こどもまんなか ことども家庭庁 デジタル庁 厚生労働省 [自治体ロゴ]

受診の際はマイナンバーカードと母子手帳をご持参ください

妊婦健診では妊婦さんのマイナンバーカードを、乳幼児健診ではお父さんやお母さんのマイナンバーカードを使用します。

受診前
マイポータルで、問診票・予約票を入力

受診時
医療機関の受付でマイナンバーカードをタッチ

受診後
マイポータルで、健診結果・接種記録を確認

母子保健情報デジタル化の取り組みについて

【対象領域/対象医療機関】

【お問い合わせ先】
名称(施設名、組織名等) ……
住所 ……
電話番号(入れた場合) ……
FAX(入れた場合) ……
メールアドレス(入れた場合) ……
各自治体のホームページURL/QR ……

「母子保健情報のデジタル化」について

国は、妊娠・子育て期の紙のやりとりを、もっと手軽で便利するために母子保健情報のデジタル化を推進しています。

妊婦健診や乳幼児健診、予防接種でもマイナンバーカードとスマートフォンを活用して、より快適に受診できるようになります。受診前には、マイポータルにログインして簡単な操作をするだけで、これまで紙で記入していた問診票や予約票をスマートフォンやパソコンで入力できます。受診時には、医療機関や健診会場の受付にてマイナンバーカードを提示することで、紙の受診券・問診票・予約票なしで受診が可能になります。受診後はマイポータル上で健診結果や接種記録を迅速に確認できます。

データに関しては、十分なセキュリティ対策をしたクラウドシステム上にデータを保管・管理しますので、安全な情報共有が可能となります。また、同意なく第三者が過去の健診データを閲覧することはありません。安心してご利用いただけます。

母子保健情報のデジタル化を通して、快適でより安心して子育てができる社会を目指していきます。



<住民向け説明資料>

<自治体職員向け 母子保健デジタル化イメージ説明資料>

1. 自治体職員向け母子保健デジタル化イメージ説明資料

2. 自治体職員向け母子保健デジタル化イメージ説明資料

3. 自治体職員向け母子保健デジタル化イメージ説明資料

4. 自治体職員向け母子保健デジタル化イメージ説明資料

乳幼児健診情報デジタル化 対象者

受診前に準備するもの 受診時に必要なもの 健診 受診後の確認できるもの

① マイナンバーカードの準備とマイポータルでのアカウント登録

② マイポータルで問診票を入力する方法

③ 健診当日に医療機関/健診会場へ持ってくるもの

④ マイポータルでの健診結果の確認方法

マイポータル

マイポータル

マイポータル

マイポータル

乳幼児健診では、お子さんのマイナンバーカードを使用します。事前に、お子さんのマイナンバーカードでマイポータルへのアカウント登録を行った上で、医療機関/健診会場に行きが必要です。

健診日までに、お父さん(健診対象者)のアカウントでマイポータルにアクセスし、問診票の入力をしていただきます。お子さんのマイナンバーカードを手元に準備の上、マイポータルにアクセスし、ログインして進める必要があります。入力の準備として、マイポータルトップページから、「健康医療」カテゴリーの「乳幼児健診」を選択して、「過去」のタブで、確認したい健診を選択して確認ができます。

事前に問診票を提出された方に対して、健診当日、自治体指定の持ち物に加えて、母子健康手帳とお父さんのマイナンバーカードをご持参いただくようお願いいたします。

①お父さんのマイナンバーカード

②母子健康手帳

マイポータルへのログイン方法はコチラをご覧ください
<https://services.digital.go.jp/mynportal-app/help/>

具体的な取り組み方針

③母子保健DXの推進

- ◆全国共通の情報連携基盤（PMH※）を整備し、スマホでの健診受診・結果の確認を可能とし、利便性の向上を実現
- ◆電子版母子健康手帳の在り方に関する検討会を2024年7月から開催。2024年度中に課題と対応を整理。これを踏まえ、2025年度中にガイドラインを作成予定
- ◆自治体の対応スケジュールを踏まえ、電子版母子健康手帳の普及などの母子保健DXの全国展開を目指す

※ PMH（Public Medical Hub）：住民、医療機関、自治体間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤。

④里帰りする妊産婦への支援

- ◆里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間の情報連携を可能とするため、2024年度よりPMHを整備、実証を進めている。
- ◆里帰り出産時において、償還払い等の煩雑な事務手続きなく、自治体を超えて利用を可能とする、集合契約・請求支払システムについて、2026年度にシステム要件定義を進め、2027年度以降に集合契約・請求支払システムの開発を進める。

電子版母子健康手帳ガイドラインについて (令和8年3月31日発出)

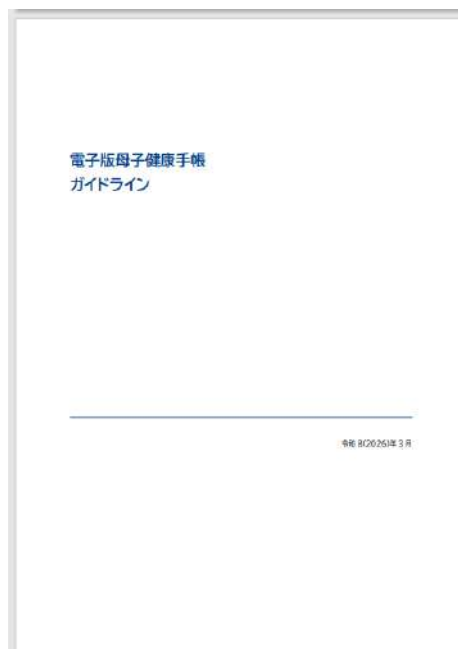
ガイドラインの位置づけ

- 電子版母子健康手帳とは、母子健康手帳に記録される情報をPMHに保管するとともに、アプリ等によりPMHにアクセスすることで、利用者、医療機関等及び自治体が当該情報の入力・参照を可能とするものである。
- 電子版母子健康手帳に係る課題と対応について整理を行った「電子版母子健康手帳ガイドライン(仮称)策定に向けた検討会」の議論の取りまとめを踏まえ作成された。
- 事業者等において対応が必要と考えられる事項をまとめたものであり、電子版母子健康手帳の開発・運営、活用に当たって参照すべき事項を示すものである。

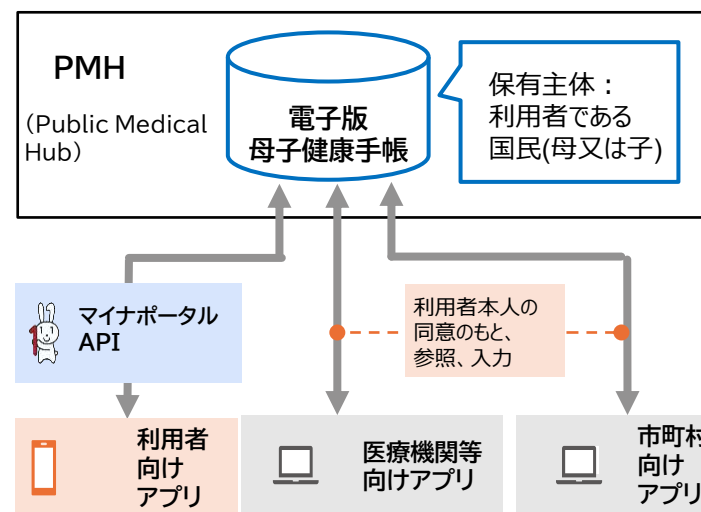
ガイドラインの内容

1. はじめに
2. 電子版母子健康手帳の概要
3. 電子版母子健康手帳における情報の取扱い及び運用に関する事項
4. 電子版母子健康手帳全般に関して事業者が留意すべき事項
5. 利用者向けアプリ事業者が留意すべき事項
6. 医療機関等向けアプリ事業者が遵守すべき事項
7. 自治体向けアプリ事業者が遵守すべき事項
8. 要件遵守の担保
9. 本書の見直し

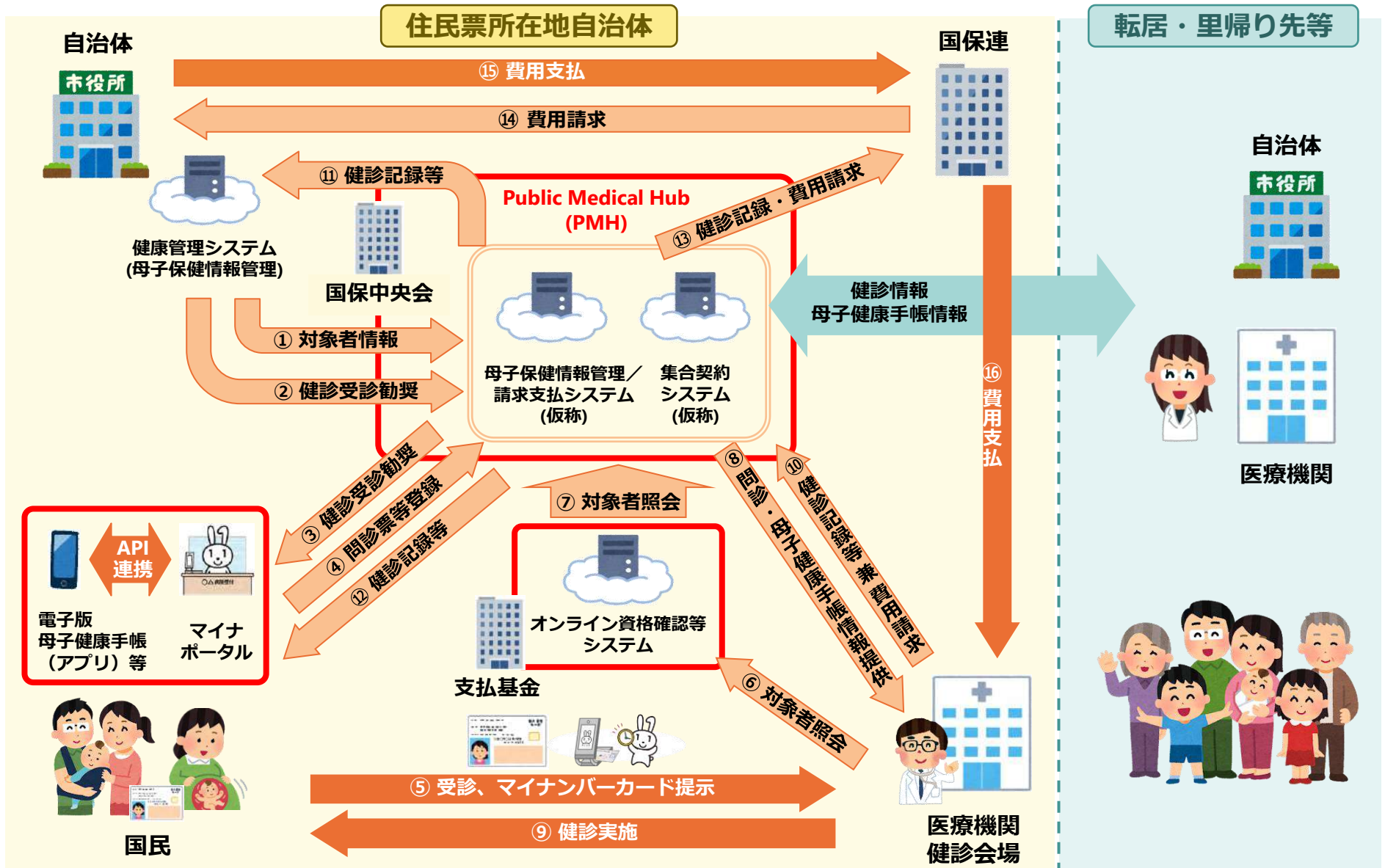
※電子版母子健康手帳ガイドラインに加え、
令和8年度に各ベンダ向けの技術解説書を策定予定



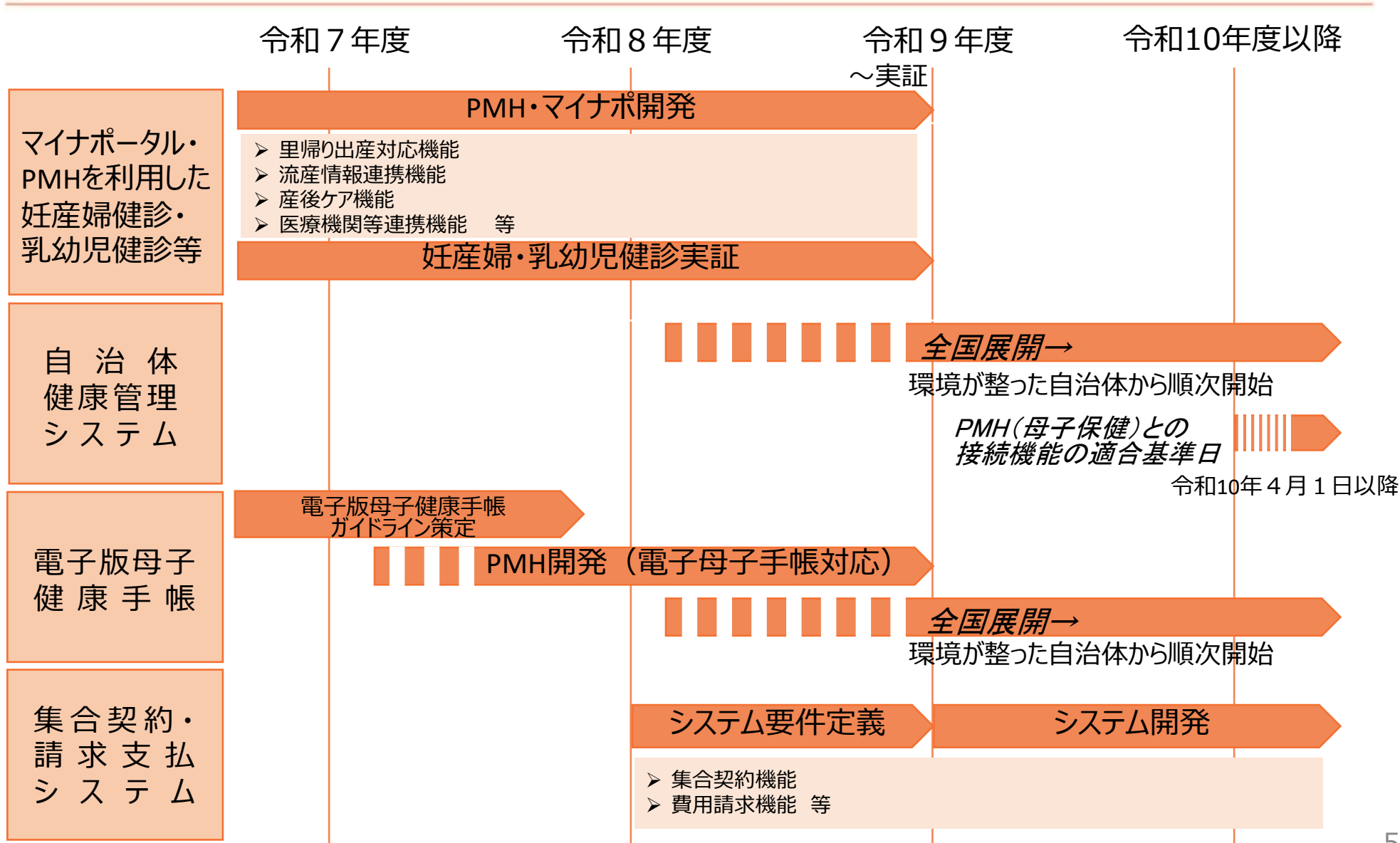
電子版母子健康手帳の利用イメージ



妊産婦健診・乳幼児健診事務のデジタル化について - デジタル化後のイメージ（将来像）



今後想定されるスケジュール



※ PMH: Public Medical Hub

6. その他

妊産婦支援に関する直近の調査研究事業①

子ども・子育て支援調査研究事業／子ども・子育て支援等推進調査研究事業（令和7年度）

○産後ケア事業の実施に関する調査研究事業（実施主体：株式会社野村総合研究所）（令和7年度）

- ・ 令和6年度の産後ケア事業ガイドライン改定等を踏まえ、マニュアルの作成状況や自治体における産後ケア事業の実施状況等を調査する。（市町村・都道府県調査）
- ・ 市町村における産後ケア事業の体制整備やマニュアル作成の工夫、都道府県による市町村支援の取組等事例集を作成する。

○災害発生時に係る妊産婦・乳幼児に対する支援のための調査研究事業（実施主体：株式会社野村総合研究所）（令和8年度）

- ・ 「災害の発生予測時」、「災害発生時」及び「災害発生直後」に焦点を当て、実際に支援にあたる自治体職員の参考となるよう、災害時の妊産婦・乳幼児への適切な配慮や支援の拡充に資する、現状に即した「支援のポイント」及び「支援のポイントに係る手引き」（※）を作成する。

※こども家庭庁作成「避難所等で生活している妊産婦及び乳幼児等に対する支援のポイント」、「被災したこどもたちへの支援の視点及び留意点」の見直し

子ども・子育て支援調査研究事業／子ども・子育て支援等推進調査研究事業（令和8年度）

○産後ケア事業の体制整備及び指標に関する調査研究事業

- ・ 令和5年度に実施した事業者向け調査（※）の、その後の産後ケア実施体制整備の状況の調査及び自治体・国で活用可能な共通した事業評価の指標を検討することにより、課題の整理及び今後の必要な施策の評価を行う際の基礎データ等を収集することを目的とする。

※産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業（実施主体：株式会社野村総合研究所）

https://www.nri.com/jp/knowledge/report/20240410_5.html

○都道府県保健師に対する母子保健施策の広域的な体制強化支援等に資する調査研究

- ・ 都道府県の自治体保健師を対象として、母子保健における広域的な施策を推進できる人材育成に資するよう、特に、研修体系や研修内容等に係る実態を把握し、課題を整理した上で、今後の効果的・効率的な研修実施方法等について検討することを目的とする

妊産婦支援に関する直近の調査研究事業②

こども家庭科学研究費補助金

○妊産婦へのメンタルヘルス支援の体制整備に向けた研究（令和6～7年度 研究代表者：渡邊博幸）

- ・ 妊産婦のメンタルヘルスについて自治体から精神科医療機関への連携の難しさが指摘されているところ、自治体・精神科医療機関連携の実態調査、好事例のヒアリング調査を行い、母子・精神保健医療ネットワークモデルの提言と、ネットワーク構築ための自治体向け実践ガイドの作成を行う。

○科学的根拠に基づく身体的・心理的な産後のケアの効果的な実施を推進するための研究

（令和5年度～7年度 研究代表者：上原里程）

- ・ 身体的・心理的な産後のケアに関する文献レビューや、ケアの実施に関する実態調査を行い、科学的根拠に基づく効果的な産後ケアの実施に関するガイダンスを作成する。

○産後ケア事業の効果検証及び自治体と精神科医療機関等との連携の在り方に関する研究

（令和8～9年度 研究代表者：利重裕子）

- ・ メンタルヘルスに課題を有する産婦における産後ケア事業実施前後の効果検証及び地域において安心して育児ができるための自治体と精神科等医療機関等との連携の実態・あり方を提示することを目的とする。

母子保健指導者養成研修

- こどもとその保護者を適切に支援できる人材の育成と母子保健事業を効果的に推進できる指導者を養成することを目的として、毎年開催。
- 研修の資料や、研修事業の一環で作成している母子保健情報誌を研修の専用サイトに掲載。過去の研修資料も掲載。（<https://boshikenshu.cfa.go.jp/>）



令和7年度研修一覧

<p>研修1 5歳児健康診査の実施に関する研修（対面研修）</p> <p>対面研修実施日 令和7年8月25日（月） ※申し込みは締め切りました。</p> <p>実施要項 > 研修申し込み > 研修詳細・講習資料 ></p>	<p>研修2 5歳児健康診査の実施に関する研修（オンライン研修）</p> <p>研修申し込み期間 令和7年9月10日（水）～令和7年9月24日（水） 講習動画配信期間 令和7年10月8日（水）～令和7年12月12日（金） ※申し込みは締め切りました。</p> <p>実施要項 > 研修申し込み > 研修詳細・講習資料 ></p>
<p>研修3 こども家庭センターに関する研修</p> <p>研修申し込み期間 令和7年9月10日（水）～令和7年10月6日（水） 講習動画配信期間 令和7年11月29日（水）～令和7年12月26日（金） ※申し込みは締め切りました。</p> <p>実施要項 > 研修申し込み > 研修詳細・講習資料 ></p>	<p>研修4 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修</p> <p>研修申し込み期間 令和7年9月10日（水）～令和7年10月22日（水） 講習動画配信期間 令和7年11月12日（水）～令和8年1月9日（金） ※申し込みは締め切りました。</p> <p>実施要項 > 研修申し込み > 研修詳細・講習資料 ></p>
<p>研修5 乳幼児に対する支援に関する研修</p> <p>研修申し込み期間 令和7年9月10日（水）～令和7年11月5日（水） 講習動画配信期間 令和7年11月26日（水）～令和8年1月23日（金） ※申し込みは締め切りました。</p> <p>実施要項 > 研修申し込み > 研修詳細・講習資料 ></p>	<p>研修6 妊産婦及びその家族に対する支援に関する研修</p> <p>研修申し込み期間 令和7年9月10日（水）～令和7年11月19日（水） 講習動画配信期間 令和7年12月10日（水）～令和8年2月9日（金） ※申し込みは締め切りました。</p> <p>実施要項 > 研修申し込み > 研修詳細・講習資料 ></p>
<p>研修7 児童福祉施設等の食事の提供に関する研修</p> <p>研修申し込み期間 令和7年9月10日（水）～令和7年12月3日（水） 講習動画配信期間 令和7年12月24日（水）～令和8年2月20日（金） ※申し込みは締め切りました。</p> <p>実施要項 > 研修申し込み > 研修詳細・講習資料 ></p>	

【母子保健情報誌】

- 令和7年度：災害時における妊産婦・乳幼児への支援
- 令和6年度：乳幼児健康診査について
- 令和5年度：こども家庭センターの設置にむけて～母子保健と児童福祉の連携～
- 令和4年度：周産期のメンタルヘルスと産後ケア事業
- 令和3年度：NIPT等出生前検査及びその相談支援の課題と今後
- 令和2年度：成育基本法を踏まえてたメンタルヘルス支援
- 令和元年度：母子保健対策における思春期保健の重要性

健やか親子21公式ウェブサイト (妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト)

<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/>

目的

成育医療等基本方針に基づく国民運動として、子育て当事者・国民全体へ妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報発信を行う。

主な掲載内容

健やか親子21と成育基本法について

成育基本法や健やか親子21応援メンバーである地方公共団体・企業・団体・大学等の活動内容について紹介しています。

マタニティマーク

マタニティマークの目的や使用ガイドなどを掲載しています。

母子健康手帳情報支援サイト

妊娠中から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しています。

データでわかる妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て期の健康についてデータとイラストでわかりやすく説明しています。

参考資料

調査研究事業などで作成された妊娠期から子育て期の健康づくりに参考となる資料を掲載しています。

産後ケア事業

産後ケア事業に関する動画、チラシ等を掲載しています。



健やか親子21と成育基本法について
こどもの健やかな成長を促すために、妊娠時から子育て期にわたって様々な施策を推進しています。



母子健康手帳情報支援サイト
妊娠から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しています。



マタニティマーク
マタニティマークの目的や使用ガイドについて、アンケート結果などを掲載しています。



データでわかる妊娠・出産・子育て
妊娠・出産・子育てに関する健康について、データをイラストでわかりやすく説明しています。



はじめよう プレコンセプションケア
プレコンセプションケアに関する知識を、おまげまなびで発信します。



**乳幼児健康診察情報システム
(自治体向け)**
乳幼児健康診察の適切な母子健康手帳情報に活用できるように、実装するためのツールです。



イベント
健やか親子21で実施している、全国各地でのイベントについて、紹介しております。



参考資料
調査研究事業などで作成された妊娠期から子育て期の健康づくりに参考となる資料を掲載しています。



産後ケア事業
産後ケア事業に関する動画、チラシ等を掲載しています。



食育
食生活、栄養の重要性に関する、冊子やパンフレット等を掲載しています。

7. (参考) 令和8年度予算の概要

令和8年度 母子保健対策関係予算の概要

(令和7年度予算)
176億円

→ (令和8年度予算)
188億円

(令和7年度補正予算)
111億円

※デジタル庁一括計上予算含む

すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

127億円 → 136億円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

(1) 乳幼児健診等の推進【一部新規】 (P35,P44) 0.6億円

- 特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査の支援や乳幼児健康診査等の推進に関する調査研究事業を実施する。

(2) プレコンセプションケア推進5か年計画に基づくプレコンセプションケアの推進【拡充】 (P23～P30) 6億円

- 性と健康の相談センター事業について、身近な地域において医療機関等も含め、専門家による相談支援体制の整備を図るとともに、SNSを活用したオンライン相談指導（夜間対応含む）を実施する。

(3) 妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業【拡充】 (P33,P34) 4億円

- 現在実施している「遠方の分娩取扱施設」を対象とした交通費支援事業、「遠方の産科医療機関」を対象とした交通費支援事業を統合するとともに、不妊治療施設や産後ケア施設等を対象施設として追加する。

(4) 妊婦健診の公費負担額の自治体間格差等の是正推進【新規】 (P37) 5百万円

- 妊婦健診の公費負担額の自治体間格差および実際にかかる費用の施設間格差是正のための調整を推進するため、都道府県が医療機関への働きかけや、市区町村や医師会等と集合契約を結ぶ際に必要となる調整に係る費用を助成する。

(5) 予防のためのこどもの死亡検証体制整備等【拡充】 (P21,P42) 2億円

- 予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、こどもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施する。
- こどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを整備し、予防可能なこどもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

(6) 成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業【拡充】 (P43) 1億円

- ・ 成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等を効果的に実施するため、厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立成育医療研究センターにおける成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進する。
- ・ 国立成育医療研究センターに中央拠点病院として「こどもの心の診療ネットワーク事業」のシンクタンク機能を構築する。
- ・ 国立成育医療研究センターで、法医学・医療関係者等への啓発等による人材育成をはかるほか、予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業実施自治体に有識者の派遣等を行う。

(7) 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業【拡充】 (P36) 0.2億円

- ・ 都道府県、指定都市、中核市において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る精神科医療機関等に、コーディネータを配置し、各精神科医療機関や市町村等の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る。

(8) こどもの心の診療ネットワーク事業 (P9) 1億円

- ・ 様々なこどもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時のこどもの心の支援体制づくりを実施する。

(9) 不妊症・不育症や死産・流産等を経験された方への支援等 (P10,P40,P41) 2億円

- ・ 医療機関や、相談支援等を行う地方自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。
- ・ 先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成や、自治体が発行する不育症検査に係る広報啓発費用の補助を行う。
- ・ 不妊治療や流産の経験者を対象としたピアサポーターの育成研修や、医療従事者に対する研修を実施する。
- ・ 不妊症・不育症に対する社会の理解を深めることや、治療を受けやすい環境整備に係る社会機運の醸成を図るため、普及啓発事業を実施する。

(10) 妊娠・出産包括支援事業、産後ケア事業 (P11~P16,P50) 83億円

- ・ こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分に限る。）の設置の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備する。
- ・ 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。
- ・ こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

(11) 産婦健康診査事業 (P17) 26億円

- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。

(12) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 (P18) 0.5億円

- ・ 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

(13) 新生児聴覚検査の体制整備事業 (P19) 2億円

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。

(14) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業 (P20) 9百万円

- ・ 被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を行う。

(15) 母子保健対策の強化 (P22) 7億円

- ・ 両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を実施する。
- ・ 都道府県による成育医療等に関する協議会の設置などの広域支援の推進等を実施する。

(16) 出生前検査認証制度等啓発事業 (P39) 0.4億円

- ・ 出生前検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証制度等の啓発を行う。

(17) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援 (P31) 0.7億円

- ・ 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦の初回の産科受診料を助成する。

(18) 妊婦訪問支援事業 (P32) 0.6億円

- ・ 妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握するとともに、妊婦の状況に応じて必要な支援につなげる。

2 未熟児養育医療等 (P46~P48)

34億円 → 34億円

- ・ 身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

3 こども家庭科学研究等の推進 (P51)

10億円 → 11億円

- ・ 保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること並びに第3期健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画を踏まえた世界最高水準の医療提供に資する医療分野の研究開発を推進すること等を目的として実施する。

4 成育基本法に基づく取組の推進 (P52)

0.4億円 → 0.4億円

- ・ 令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子21」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、国民全体の理解を深めるための普及啓発等を実施する。
- ・ 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理の上、包括的に情報発信する。

5 旧優生保護補償金等の支給等 (P53)

4億円 → 6億円

- ・ 都道府県において、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等からの請求を受付、調査し、内閣総理大臣に提出するほか、補償金等の請求手続き等に係る周知及び相談支援等を行う。

6 その他

0.9億円 → 0.5億円

- ・ 母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。

ご清聴ありがとうございました

こどもまんなか

こども家庭庁